

令和2年

2020



Disaster Nursing
Global Leader
Degree Program

共同災害看護学専攻

履修の手引き

THE FIRST GRADUATE PROGRAM JOINED BY NATIONAL PUBLIC AND PRIVATE UNIVERSITIES IN JAPAN

高知県立大学大学院看護学研究科共同災害看護学専攻
兵庫県立大学大学院看護学研究科共同災害看護学専攻
東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科共同災害看護学専攻
千葉大学大学院看護学研究科共同災害看護学専攻
日本赤十字看護大学大学院看護学研究科共同災害看護学専攻

履修の手引き

目次

2020年度 学事暦 (学年暦 等)	1
設置趣旨	2
共同災害看護学専攻教育課程	
1 教育理念	2
2 教育目的・教育目標	2
3 学位の名称	2
4 教育課程の特色	2
5 期待する人材像	3
6 本課程で修得できる能力	3
7 教育概要	4
1) 教育課程の編成方針	4
2) 教育内容	4
3) 教育方法	5
4) 課程修了要件	5
5) 成績評価基準	5
「教育課程等の概要」(2014年度～2018年度入学生適用)	7
「教育課程等の概要」(2019年度以降入学生適用)	8
〈単位読み替え〉	9
〈2020年度 共同災害看護学専攻 開講科目一覧〉	10
8 博士学位取得のステップ	11
「DNGL博士論文審査および最終試験までのフローチャート」	12
「研究指導及び学位審査の流れ」	13
〈様式集〉	15
〈2020年度「実践課題研究」専門分野一覧〉	25
〈2020年度「災害看護研究デベロップメント」専門分野一覧〉	26
「発表会の考え方」	27
【履修関連】	
1 授業開講(学年・学期・時間)	28
2 履修ガイダンスと履修登録	29
3 試験等について	29
4 授業欠席に対する特別措置について	30
5 学籍の異動(休学・復学等)に関すること	32
6 〈2020年度共同施設利用一覧〉	33
【危機管理関連】	
1 健康管理(定期健康診断等)	34
2 学生教育研究災害保険および学研災賠償責任保険の加入	34
3 交通途絶・気象警報発令時の遠隔授業の取り扱い	35
交通途絶・気象警報発令時における授業の休講等連絡体制一覧表	37
*2020DNGL安全管理の考え方	38
*構成大学所在地キャンパス配置図連絡先	48

1

設置趣旨

災害看護グローバルリーダー養成プログラムで5大学院が目指すものは、産官学の連携のもとに、緊急時や災害時を含め、いかなる時も「健康に生きる社会」を実現する人材を養成することである。我が国の大規模な構造改革とともに地球の健康課題にも寄与できるリーダーの養成は必須である。このような課題に対応するべく、国立公立私立の5つの看護系大学院が博士前期・後期課程一貫の共同災害看護学専攻を設置する。

共同災害看護学専攻教育課程

1 教育理念

人間の安全保障を共通理念とし、参画する大学院がそれぞれ蓄積してきた資源を共有し、日本や世界で求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応・解決し、学際的・国際的指導力を発揮し、人々の健康社会構築と安全・安心・自立に寄与する世界的リーダーを養成する。

2 教育目的・教育目標

看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論および応用について産官学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与することを目的とし、求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、学際的・国際的指導力を発揮するグローバルリーダーとして高度な実践能力を有した災害看護実践者並びに災害看護教育・研究者を養成することを目標とする。

3 学位の名称

博士（看護学）（学位記には Disaster Nursing Global Leader を付記する）

PhD（Nursing）（学位記には Disaster Nursing Global Leader を付記する）

4 教育課程の特色

本課程の特色は、5大学がそれぞれの強みを生かしつつ、災害看護グローバルリーダー育成に向けた教育を行う点である。そこで、5大学に所属する教員が共同で災害看護学に関する教育を行うことで、知識等の範囲を拡大することができ、各専門領域における教員数の偏りや少なさをも補うことができる。

さらに、個別学習や集団学習等を含めた講義や実習に加えて、シミュレーション教育を導入している。

5 期待する人材像

- ① 人間の安全保障を理念として、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことを支援できる人材
- ② 災害サイクル局面において、「健康に生きるための政策提案」に取り組むことができる人材
- ③ グローバルな視点から安全安心社会の実現に向けて、産官学との連携を築き、制度やシステムを変革できる人材
- ④ 学際的な視点、国際的な視点から災害看護学を構築し、災害看護学を研究開発できる人材

6 本課程で修得できる能力

- ① 人間の安全保障を理念として活動する能力：人間の安全保障を熟知した上で、それが人による対策で多く守られることを理解し、すべての活動の基盤とすることができる能力を養う。
- ② 世界で起こっている自然・人的災害サイクル諸局面で発生する事象を判断する能力：健康危機状況の発生プロセスや歴史的変遷を熟知し、その状況をアセスメントするとともに、災害サイクルに応じた戦略を選択する能力を養う。
- ③ いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことを支援できる能力：各看護学領域の知見を災害サイクルのなかに有機的につなぎ、災害発生時の多岐にわたる非日常と日常を見極め問題解決する力を養い、スペシャリティを軸として指導的役割が取れる能力を養う。
- ④ 学際的な視点から災害看護学を構築する能力：学際的な視野に立ち、災害関連領域に関する高い学識・技術を用いて、災害看護学を体系化、災害看護学の構築に寄与できる教育者・研究者となる能力を養う。
- ⑤ 健康に生きるための政策提案に取り組むことができる能力：災害に関する社会の反応に広く視野を持ち、人による安全保障の観点から、健康に生きるシステムを探究・研究し、横断的な場の多様な関係者との議論の中で、災害時の政策提言が行える能力を養う。
- ⑥ 安全安心社会の実現に向けて、産官学との連携する能力：安心安全社会の実現をモットーに災害看護が生み出した研究をシーズとして新産業に結びつけ更なるニーズを適切に研究に還元することを試み研究活動や教育の新たな知とできる能力を養う。
- ⑦ 個人—家族—集団—地域—国際的なレベルグローバルな視点から制度やシステムを変革する能力：個人—家族—集団—地域の関係を踏まえて、グローバルな健康問題について確かな見識を持ち、地域における戦略を創造し構築し、そして変化する力を養う。そのために、海外活動を可能とする英語コミュニケーション力、異文化理解、介入側の倫理的態度、チーム形成力、変革力を養う。
- ⑧ 災害看護学を研究開発できる能力：災害看護学に関わる知識構築のために、あらたな知や他学問領域の知を取り入れ、伝統的な研究方法だけでなく創造性豊かで高度な研究方法を駆使して牽引し、イノベーションを行う能力を養う。

7 教育概要

1) 教育課程の編成方針

本課程は、災害看護のグローバルリーダーを養成するために、教育目的・教育目標に基づき、以下のような方針で教育課程を編成している。

- ① カリキュラムは、災害看護学の基盤となる「災害看護学の基盤を支える科目群」、災害看護学に関する専門的な知識・技術・技能を修得するための「災害看護学の専門科目群」、学生が自分の関心や課題に沿って自律的に学びを深める「インデペンデント学修科目群」および「災害看護学研究支援科目群」の4つの科目群によって構成する。
- ② 学際的および国際的視野を養い、災害看護の研究者かつ高度な実践者としての能力の修得ができるように、講義に加え、演習、実習など、多様な教育方法を組み合わせて授業科目を開設する。
- ③ 構成大学院（「高知県立大学大学院看護学研究科」「兵庫県立大学大学院看護学研究科」「千葉大学大学院看護学研究科」「東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科」「日本赤十字看護大学大学院看護学研究科」）は、学生が各構成大学院から10単位以上の履修ができるように必要な科目を開講する。
- ④ 学修の課程で、その成果を確認するために Preliminary Examination と Qualify Examination を行う。
- ⑤ 構成大学院の専任教員による研究指導体制の下で、災害看護学に関連する理論、高度な実践や研究についての知識を統合して災害看護学の「博士論文」を作成し、提出できるように科目を編成する。

2) 教育内容

本課程は、4科目群から構成されている。

① 災害看護学の基盤を支える科目群

災害と人々の健康に関する看護現象を探究するために必要となる看護学の理論と研究の基本および人々の生活・文化、社会システムと災害の関連を学際的に検討する、災害看護学の基盤となる科目

② 災害看護学の専門科目群

災害看護活動に必要な専門的な知識と実践的な技術・技能を修得し、災害看護学を学問として発展させていくために必要な科目

③ インデペンデント学修科目群

学生が自分の関心や課題に沿って自律的に学びを深め、発展させる科目

④ 災害看護学研究支援科目群

災害看護活動をエビデンスに基づき実践すると共に、災害看護の現象を研究として探究し、成果を論文としてまとめていく能力を育成するための科目

3) 教育方法

本課程では、TV 会議システムを用いた「学生直接参画型」の遠隔授業方法を用いる。この他、科目の目的・目標によっては、集合対面等での授業を行なう場合もある。

4) 課程修了要件について

標準修業年限の 5 年以上在籍し、修了要件 50 単位以上の単位を修得した者で必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要件とする。

修了要件 50 単位のうち、「災害看護学の基盤を支える科目群」から 6 単位以上、「災害看護学の専門科目群」から 10 単位以上を修得し、かつ「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」のいずれか 1 科目以上を履修し、また、それぞれの構成大学において 10 単位以上を修得しなければならない。

5) 成績評価基準について

成績は、授業への出席を基本条件に、論文、報告書、レポート、発表、筆記試験などにより、各科目の特性を踏まえた多面的な方法により評価される。また、授業及び授業時間外の自己学習を通して得られた学習効果も適切に反映されるように努める。

担当教員は、開講年度におけるシラバスに記載した「成績評価の基準」に従って、「到達目標」への達成度を評点（100 点満点）により厳正に評価する。下記表 1、2 に示したように、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする。

担当教員により評価された成績は、評点で各大学に通知する。

各大学はそれぞれの学則に従って、通知された評点を「評語」に読み替え、成績及び単位を認定する。成績証明書へは、各大学の書式にのっとり、評語を記載する。また履修者への成績通知書も評語で記載する

表 1. 評価判定基準

判 定	評 点	評 語	評 価 内 容	成 績 通 知 書 へ の 記 載	成 績 証 明 書 へ の 記 載
合 格	90-100 点	各大学の 学則等に 基づく評 語で表す	基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている	あ り	あ り
	80-89 点		基本的な目標を十分に達成している		
	70-79 点		基本的な目標を達成している		
	60-69 点		基本的な目標を最低限度達成している		
不合格	59 点以下		基本的な目標を達成していないので、不合格とし単位を与えない		な し

表 2. 5 大学評点・評語読み替え表

判定	評点	評語				
		高知県立大学	兵庫県立大学	東京医科歯科	千葉大学	日本赤十字 看護大学
合格	90-100	秀	S	A+	秀 S	S
合格	80-89	優	A	A	優 A	A
合格	70-79	良	B	B	良 B	B
合格	60-69	可	C	C	可 C	C
不合格	59 点以下	不可	D	D	不可 F	D

教育課程等の概要（共同学科等）												
（共同災害看護学専攻（博士課程））												
科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	開設大学	単位数			授業形態			備考	
					必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習		
看護学 の学問 基盤に 関する 科目群	101	看護研究方法	1前	高知県立大学	2			○			オムニバス／メディアを含む	
	102	理論看護学Ⅰ	1前	千葉大学	2			○			オムニバス／メディアを含む	
	301	理論看護学Ⅱ	3前	高知県立大学	2			○			オムニバス／メディアを含む	
	110	看護倫理	1後	兵庫県立大学		2		○			メディアを含む	
	111	看護情報統計学	1後	東京医科歯科大学		2		○			オムニバス／メディアを含む	
	201	保健学的・疫学的研究法	2前	千葉大学		2		○			メディアを含む	
	202	看護研究方法論Ⅰ(国際比較研究)	2前	東京医科歯科大学		1		○			オムニバス／メディアを含む	
	112	看護研究方法論Ⅱ(エスノグラフィー)	1後	日本赤十字看護大学		1		○			メディアを含む	
	203	看護研究方法論Ⅲ(ケーススタディ・アクションリサーチ)	2前	千葉大学		1		○			オムニバス／メディアを含む	
	113	看護研究方法論Ⅳ(グランデッドセオリー)	1後	東京医科歯科大学		1		○			オムニバス／メディアを含む	
	114	看護研究方法論Ⅴ(現象学的研究方法)	1後	高知県立大学		1		○			オムニバス／メディアを含む	
	204	看護研究方法論Ⅵ(介入研究・尺度開発含)	2前	兵庫県立大学		1		○			メディアを含む	
			小計(12科目)	－		6	12	0	－			－
災害 必看護 学グロー バルな 科目群 に	205	危機管理論＊	2前	兵庫県立大学		2		○			オムニバス／メディアを含む	
	115	環境防災学＊	1後	千葉大学／高知県立大学		2		○			オムニバス／メディアを含む	
	211	グローバルヘルスと政策＊	2後	東京医科歯科大学		2		○			オムニバス／メディアを含む	
	103	専門職連携実践論＊	1前	千葉大学		2		○			メディアを含む	
	104	災害医療学＊	1前	日本赤十字看護大学		2		○			オムニバス／メディアを含む	
	105	災害情報学＊	1前	兵庫県立大学		2		○			メディアを含む	
	106	災害心理学＊	1前	兵庫県立大学		2		○			メディアを含む	
	107	災害と文化＊	1前	千葉大学		1		○			オムニバス／メディアを含む	
	212	災害社会学＊	2後	高知県立大学		1		○			メディアを含む	
	206	災害福祉学＊	2前	高知県立大学		1		○			メディアを含む	
	207	Professional writing＊	2前	高知県立大学		1			○		オムニバス／メディアを含む	
	208	Proposal writing（Research proposal writing skill）＊	2前	東京医科歯科大学		1			○		オムニバス／メディアを含む	
	305	Program writing（Program proposal writing skill）＊	3後	兵庫県立大学		1			○		メディアを含む	
		小計(13科目)	－		0	20	0	－			－	
災害 看護学 に 関する 科目群	108	災害看護活動論Ⅰ	1前	東京医科歯科大学	2			○			オムニバス／メディアを含む	
	109	災害看護活動論Ⅱ	1前	日本赤十字看護大学	2			○			オムニバス／メディアを含む	
	116	災害看護活動論Ⅲ	1後	千葉大学	2			○			オムニバス／メディアを含む	
	302	災害看護学特論	3前	兵庫県立大学	2			○			メディアを含む	
	303	災害看護グローバルコーディネーション論＊	3前	日本赤十字看護大学		1		○			オムニバス／メディアを含む	
	306	災害国際活動論＊	3後	日本赤十字看護大学		1		○			オムニバス／メディアを含む	
	307	災害看護管理・指揮論＊	3後	高知県立大学		1		○			オムニバス／メディアを含む	
	308	災害看護倫理	3後	兵庫県立大学	1				○		オムニバス／メディアを含む	
	309	災害看護理論構築	3後	高知県立大学／兵庫県立大学	2			○			オムニバス／メディアを含む	
			小計(9科目)	－		11	3	0	－			－
災害 看護学 演習	117	災害看護活動論演習Ⅰ	1後	東京医科歯科大学	2				○		オムニバス／メディア含む／集中	
	118	災害看護活動論演習Ⅱ	1後	兵庫県立大学	2				○		メディアを含む／集中	
	119	災害時専門職連携演習(災害IP演習)	1後	千葉大学		2			○		オムニバス／メディア含む／集中	
	209	災害看護グローバルリーダー演習	2前	日本赤十字看護大学		2			○		オムニバス／メディアを含む	
	120	インディペンデントスタディ(演習)A	1後	高知県立大学		1			○			
	121	インディペンデントスタディ(演習)B	1後	兵庫県立大学		1			○			
	122	インディペンデントスタディ(演習)C	1後	東京医科歯科大学		1			○			
	123	インディペンデントスタディ(演習)D	1後	千葉大学		1			○			
	124	インディペンデントスタディ(演習)E	1後	日本赤十字看護大学		1			○			
			小計(9科目)	－		4	9	0	－			－
災害 看護学 実習	210	災害看護学実習Ⅰ	2前	兵庫県立大学	2					○	集中	
	401	災害看護学実習Ⅱ	4前	日本赤十字看護大学	2					○	集中	
	402	インディペンデントスタディ(実習)A	4前	高知県立大学		1				○	集中	
	403	インディペンデントスタディ(実習)B	4前	兵庫県立大学		1				○	集中	
	404	インディペンデントスタディ(実習)C	4前	東京医科歯科大学		1				○	集中	
	405	インディペンデントスタディ(実習)D	4前	千葉大学		1				○	集中	
	406	インディペンデントスタディ(実習)E	4前	日本赤十字看護大学		1				○	集中	
			小計(7科目)	－		4	5	0	－			－
研究 支援する 科目群	213	実践課題レポート	2後	5大学(共同指導)	5				○		各大学1単位／メディアを含む	
	304	災害看護研究デベロップメント	3前	5大学(共同指導)	5				○		各大学1単位／メディアを含む	
	501	博士論文	5前	5大学(共同指導)	5				○		各大学1単位／メディアを含む	
			小計(3科目)	－		15	0	0	－			－
合計（53科目）			－		40	49	0	－			－	
学位又は称号		博士（看護学）		学位又は学科の分野				保健衛生学関係				
卒業要件及び履修方法					開設大学	開講単位数 (必修)		授業期間等				
標準修業年限の５年以上在籍し、修了要件５０単位以上の単位を修得した者で必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び論文の内容や専門分野に関する口述ないし筆記試験に合格することを要件とする。					高知県立大学	16(8)		1 学年の学期区分		2 期		
					兵庫県立大学	23(11)		1 学期の授業期間　１６週（試験期間含）				
					東京医科歯科大学	16(7)		1 時限の授業時間　　９０分				
また、それぞれの構成大学において１０単位以上を修得すること。					千葉大学	18(7)						
					日本赤十字看護大学	16(7)						
＊は選択必修科目												

教 育 課 程 等 の 概 要（共同学科等）												
（共同災害看護学専攻（博士課程））												
科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	開設大学	単位数			授業形態			備考	
					必修	選択	自由	講義	演習	実習		
災害看護学の 基盤を支える科目群	1101	看護研究	1前	東京医科歯科大学		2		○				看護学専攻との共同開講 8～9月に集中 対面開講 偶数 偶数 奇数 奇数 偶数 8～9月集中 看護学専攻との共同開講 2月、3月集中 ※対面開講 一部集中 一部集中 偶数 奇数 偶数 偶数 2019年度及び2020年度以降偶数年度開講
	1102	理論看護学	1集	千葉大学		1		○				
	1103	危機管理論	1・2・3前	兵庫県立大学		1		○				
	1104	環境防災学Ⅰ	1・2・3後	高知県立大学		1		○				
	1105	環境防災学Ⅱ	1・2・3後	千葉大学		1		○				
	1106	グローバルヘルス	1・2・3後	東京医科歯科大学		1		○				
	1107	災害法制度と政策論	1・2・3後	東京医科歯科大学		1		○				
	1108	専門職連携実践論	1・2・3前	千葉大学		1		○				
	1109	災害時専門職連携演習（災害IP演習）	1・2・3集	千葉大学		1			○			
	1110	災害医療学	1・2・3前	日本赤十字看護大学		2		○				
	1111	災害心理学	1・2・3前	兵庫県立大学		1		○				
	1112	災害と文化	1・2・3前	千葉大学		1		○				
	1113	災害社会福祉学	1・2・3後	高知県立大学		1		○				
	1114	Professional writing	1・2・3前	高知県立大学		1			○			
	1115	Proposal writing（Research proposal writing skill）	1・2・3前	東京医科歯科大学		1			○			
	1116	Program writing（Program proposal writing skill）	1・2・3後	兵庫県立大学		1			○			
		小計(16科目)	－		0	18	0	－				
災害看護学の 専門科目群	1201	災害看護学総論	1前	兵庫県立大学		2		○				
	1202	災害看護活動論Ⅰ（急性期）	1前	東京医科歯科大学		2		○				
	1203	災害看護活動論Ⅱ（亜急性期）	1前	日本赤十字看護大学		2		○				
	1204	災害看護活動論Ⅲ（復旧・復興）	1後	千葉大学		2		○				
	1205	災害看護活動論Ⅳ（備え）	1後	高知県立大学		2		○				
	2206	災害看護グローバルコーディネーション論	2集	日本赤十字看護大学		2		○				
	2207	災害看護リーダーシップ・管理論	2前	高知県立大学		2		○				
	2208	災害看護倫理	2前	兵庫県立大学		1		○				
	3209	災害看護理論構築	3前	兵庫県立大学		2		○				
	1210	インターンシップⅠ＊	1・2・3・4・5通	5大学(共同指導)		5				○		
	1211	インターンシップⅡ＊	1・2・3・4・5通	5大学(共同指導)		5				○		
		小計(11科目)	－		0	27	0	－				
イン デ ペ ン デ ン ト 学 修 科 目 群	1301	災害看護ゼミナールA	1・2・3	高知県立大学		2		○				
	1302	災害看護ゼミナールB	1・2・3	兵庫県立大学		2		○				
	1303	災害看護ゼミナールC	1・2・3	東京医科歯科大学		2		○				
	1304	災害看護ゼミナールD	1・2・3	千葉大学		2		○				
	1305	災害看護ゼミナールE	1・2・3	日本赤十字看護大学		2		○				
	1306	インデペンデントスタディⅠ	1・2・3・4・5	高知県立大学 兵庫県立大学 東京医科歯科大学 千葉大学 日本赤十字看護大学		1			○			
	1307	インデペンデントスタディⅡ	1・2・3・4・5			1			○			
	1308	インデペンデントスタディⅢ	1・2・3・4・5			1			○			
	1309	インデペンデントスタディⅣ	1・2・3・4・5			1			○			
	1310	インデペンデントスタディⅤ	1・2・3・4・5			1			○			
		小計(10科目)	－		0	15	0	－				
研 究 災 害 支 援 看 護 学 科 目 群	1401	災害看護研究ゼミナール	1後	5大学(共同指導)		5		○				
	2402	実践課題研究	2通	5大学(共同指導)	5				○			
	3403	災害看護研究デベロップメント	3前	5大学(共同指導)	5				○			
	3404	博士論文	3～5	5大学(共同指導)	5				○			
		小計(4科目)	－		15	5	0	－			－	
合計（41科目）			－		15	65	0	－			－	
学位又は称号	博士（看護学）				学位又は学科の分野			保健衛生学関係				
卒業要件及び履修方法					開設大学	開講単位数 (必修)	授業期間等					
標準修業年限の5年以上在籍し、修了要件50単位以上の単位を修得した者で必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び論文の内容や専門分野に関する口述ないし筆記試験に合格することを要件とする。 修了要件50単位のうち、「災害看護学の基盤となる科目群」から6単位以上、「災害看護学の専門科目群」から10単位以上を修得し、かつ「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」のいずれか1科目以上を履修すること。 また、それぞれの構成大学において10単位以上を修得すること。 *は選択必修科目					高知県立大学	15 (3)	1学年の学期区分 2期					
					兵庫県立大学	16 (3)	1学期の授業期間 16週（試験期間含）					
					東京医科歯科大学	15 (3)	1時限の授業時間 90分					
					千葉大学	15 (3)	※インデペンデントスタディの単位は含まない					
					日本赤十字看護大学	14 (3)						

旧カリキュラム(～2018年度)							読み替え							備考		
科目群		授業科目の名称	単位数		配当年次	開設大学		授業科目の名称	単位数		配当年次	隔年開講	開設大学			
			必修	選択					必修	選択						
災害看護学の学問基盤に関する科目群	101	看護研究方法	2		1前	高知県立大学	-	読み替えなし								
	102	理論看護学Ⅰ	2		1前	千葉大学	-	読み替えなし								
	301	理論看護学Ⅱ	2		3前	高知県立大学	301	2019,2020年度 旧カリ開講								
	110	看護倫理		2	1後	兵庫県立大学	-	読み替えなし								
	111	看護情報統計学		2	1後	東京医科歯科大学	-	読み替えなし								
	201	保健学的・疫学的研究法		2	2前	千葉大学	-	読み替えなし								
	202	看護研究方法論Ⅰ(国際比較研究)		1	2前	東京医科歯科大学	-	読み替えなし								
	112	看護研究方法論Ⅱ(エスノグラフィー)		1	1後	日本赤十字看護大学	-	読み替えなし								
	203	看護研究方法論Ⅲ(ケーススタディ・アクションリサーチ)		1	2前	千葉大学	-	読み替えなし								
	113	看護研究方法論Ⅳ(グランデッドセオリー)		1	1後	東京医科歯科大学	-	読み替えなし								
	114	看護研究方法論Ⅴ(現象学的研究方法)		1	1後	高知県立大学	-	読み替えなし								
	204	看護研究方法論Ⅵ(介入研究・尺度開発含)		1	2前	兵庫県立大学	-	読み替えなし								
災害看護GLに必要な学際的な科目群	115	環境防災学		2	1後	千葉大学／高知県立大学	1104 1105	環境防災学Ⅰ 環境防災学Ⅱ		1	1・2・3	後 後	偶数 奇数	高知県立大学 千葉大学		
	211	グローバルヘルスと政策		2	2後	東京医科歯科大学	1106 1107	グローバルヘルス 災害法制度と政策論		1	1・2・3	後 後	奇数 偶数	東京医科歯科大学 東京医科歯科大学		
	103	専門職連携実践論		2	1前	千葉大学	-	読み替えなし							「専門職連携実践論」(1)と「災害時専門職連携演習」(2)の2科目履修で、「(旧)災害時専門職連携演習」(2)1科目の読み替えを行なうため、「(旧)専門職連携実践論」は読み替えなし	
	104	災害医療学		2	1前	日本赤十字看護大学	1110	災害医療学		2	1・2・3	前	偶数	日本赤十字看護大学		
	105	災害情報学		2	1前	兵庫県立大学	-	読み替えなし								
	205	危機管理論＊1		2	2前	兵庫県立大学	1103 1111	危機管理論 災害心理学		1	1・2・3	前 前	偶数 偶数	兵庫県立大学 兵庫県立大学	「危機管理論」(1)と「災害心理学」(1)の履修で、「(旧)危機管理論」(2)の履修に読み替え	
	106	災害心理学		2	1前	兵庫県立大学	-	読み替えなし								
	107	災害と文化		1	1前	千葉大学	1112	災害と文化		1	1・2・3	前	奇数	千葉大学		
	212	災害社会学		1	2後	高知県立大学	-	読み替えなし								
	206	災害福祉学		1	2前	高知県立大学	1113	災害社会福祉学		1	1・2・3	後	偶数	高知県立大学		
	207	Professional writing		1	2前	高知県立大学	1114	Professional writing		1	1・2・3	前	奇数	高知県立大学		
	208	Proposal writing		1	2前	東京医科歯科大学	1115	Proposal writing		1	1・2・3	前	偶数	東京医科歯科大学		
	305	Program writing		1	3後	兵庫県立大学	1116	Program writing		1	1・2・3	後	偶数	兵庫県立大学		
	災害看護学に関する科目群	108	災害看護活動論Ⅰ	2		1前	東京医科歯科大学	-	読み替えなし							
		109	災害看護活動論Ⅱ	2		1前	日本赤十字看護大学	-	読み替えなし							
116		災害看護活動論Ⅲ	2		1後	千葉大学	1204	災害看護活動論Ⅲ(復旧・復興期)		2	1	後		千葉大学		
302		災害看護学特論	2		3前	兵庫県立大学	1302	災害看護ゼミナールB		2	1・2・3	-		兵庫県立大学		
303		災害看護グローバルコーディネーション論		1	3前	日本赤十字看護大学	2206	災害看護グローバルコーディネーション論		2	2	集		日本赤十字看護大学		
306		災害国際活動論		1	3後	日本赤十字看護大学										
307		災害看護管理・指揮論		1	3後	高知県立大学	2207	災害看護リーダーシップ・管理論		2	2	前		高知県立大学		
308		災害看護倫理	1		3後	兵庫県立大学	2208	災害看護倫理		1	2	前		兵庫県立大学		
309		災害看護理論構築	2		3後	高知県立大学／兵庫県立大学	3209	災害看護理論構築		2	3	前		兵庫県立大学		
災害看護学演習	117	災害看護活動論演習Ⅰ	2		1後	東京医科歯科大学	-	読み替えなし								
	118	災害看護活動論演習Ⅱ	2		1後	兵庫県立大学	-	読み替えなし								
	119	災害時専門職連携演習(災害IP演習)		2	1後	千葉大学	1108 1109	専門職連携実践論 災害時専門職連携演習(災害IP演習)		1	1・2・3	前 集		千葉大学 千葉大学	「専門職連携実践論」(1)と「災害時専門職連携演習」(2)の2科目履修で、「(旧)災害時専門職連携演習」(2)1科目の読み替え	
	209	災害看護グローバルリーダー演習＊2	2	2前	日本赤十字看護大学	1211	インターンシップⅡ		5	1・2・3・4・5	通		5大学(共同指導)			
	120	インディペンデントスタディ(演習)A	1	1後	高知県立大学	1306	インデペンデントスタディⅠ～Ⅴ		1	1・2・3・4・5		高知県立大学 兵庫県立大学 東京医科歯科大学 千葉大学 日本赤十字看護大学				
	121	インディペンデントスタディ(演習)B	1	1後	兵庫県立大学	1307										
	122	インディペンデントスタディ(演習)C	1	1後	東京医科歯科大学	1308										
	123	インディペンデントスタディ(演習)D	1	1後	千葉大学	1309										
	124	インディペンデントスタディ(演習)E	1	1後	日本赤十字看護大学	1310										
災害看護学実習	210	災害看護学実習Ⅰ	2		2前	兵庫県立大学	-	読み替えなし								
	401	災害看護学実習Ⅱ＊2	2		4前	日本赤十字看護大学	1210	インターンシップⅡ		5	1・2・3・4・5	通		5大学(共同指導)		
	402	インディペンデントスタディ(実習)A＊2	1	4前	高知県立大学	1211	インターンシップⅡ		5	1・2・3・4・5		5大学(共同指導)	インディペンデントスタディ(実習)A～Eのいずれか1科目			
	403	インディペンデントスタディ(実習)B＊2	1	4前	兵庫県立大学											
	404	インディペンデントスタディ(実習)C＊2	1	4前	東京医科歯科大学											
	405	インディペンデントスタディ(実習)D＊2	1	4前	千葉大学											
	406	インディペンデントスタディ(実習)E＊2	1	4前	日本赤十字看護大学											
研究支援	213	実践課題レポート	5		2後	5大学(共同指導)	2402	実践課題研究	5		2	通	5大学(共同指導)			
	304	災害看護研究デベロップメント	5		3前	5大学(共同指導)	3403	災害看護研究デベロップメント	5		3	前	5大学(共同指導)			
	501	博士論文	5		5前	5大学(共同指導)	3404	博士論文	5		3～5	-	5大学(共同指導)			

(補足)
＊1 新カリの「危機管理論」(1単位)と「災害心理学」(1単位)の2科目を履修することで、旧カリの「危機管理論」(2単位)の履修に読み替える
＊2 「災害看護実習Ⅱ」(2単位)、「災害看護グローバルリーダー演習」(2単位)および「インディペンデント実習(A)」～「インディペンデント実習(E)」(1単位)のいずれか1科目を「インターンシップⅡ」(5単位)で読み替える

2020年度 共同災害看護学専攻 開講科目一覧

2020.4.1

コード	科目名	配当年次	担当大学	単位数	時期	必修	隔年開講	備考
1101	看護研究	1	東京医科歯科大学	2	前			看護先進科学専攻と共同
1102	理論看護学	1	千葉大学	1	前期集中			8～9月看護学専攻と共同 (※対面授業)
301	理論看護学Ⅱ	3	高知県立大学	2	前	必修		2019、2020年度のみ旧カリ開講
1103	危機管理論	1・2・3	兵庫県立大学	1	前		偶数年	
1104	環境防災学Ⅰ	1・2・3	高知県立大学	1	後		偶数年	
1105	環境防災学Ⅱ	1・2・3	千葉大学	1	後		奇数年	
1106	グローバルヘルス	1・2・3	東京医科歯科大学	1	後		奇数年	
1107	災害法制度と政策論	1・2・3	東京医科歯科大学	1	後		偶数年	
1108	専門職連携実践論	1・2・3	千葉大学	1	前期集中			8～9月看護学専攻と共同 (※TV・対面授業)
1109	災害時専門職連携演習(災害IP演習)	1・2・3	千葉大学	1	後期集中		奇数年	3月集中(※対面授業) 2020年度および奇数年度開講
1110	災害医療学	1・2・3	日本赤十字看護大学	2	前		偶数年	
1111	災害心理学	1・2・3	兵庫県立大学	1	前		偶数年	
1112	災害と文化	1・2・3	千葉大学	1	前		奇数年	一部集中(※TV・対面授業)
1113	災害社会福祉学	1・2・3	高知県立大学	1	後		偶数年	
1114	Professional writing	1・2・3	高知県立大学	1	前		奇数年	
1115	Proposal writing	1・2・3	東京医科歯科大学	1	前		偶数年	2019年度及び2020年度以降偶数年度開講
1116	Program writing	1・2・3	兵庫県立大学	1	後		偶数年	
1201	災害看護学総論	1	兵庫県立大学	2	前			
1202	災害看護活動論Ⅰ(急性期)	1	東京医科歯科大学	2	前			
1203	災害看護活動論Ⅱ(亜急性期)	1	日本赤十字看護大学	2	前			
1204	災害看護活動論Ⅲ(復旧・復興)	1	千葉大学	2	後			
1205	災害看護活動論Ⅳ(備え)	1	高知県立大学	2	後			
2206	災害看護グローバルコーディネーション論	2	日本赤十字看護大学	2	集中			
2207	災害看護リーダーシップ・管理論	2	高知県立大学	2	前			
2208	災害看護倫理	2	兵庫県立大学	1	前			旧カリ学生は必修
3209	災害看護理論構築	3	兵庫県立大学	2	前			2020年度は後期開講
1210	インターンシップⅠ	1・2・3・4・5	5大学(共同)	5	通	いずれか1科目以上選択必修		
1211	インターンシップⅡ	1・2・3・4・5	5大学(共同)	5	通			
1301	災害看護ゼミナールA	1・2・3	高知県立大学	2				
1302	災害看護ゼミナールB	1・2・3	兵庫県立大学	2				2020年度は前期開講
1303	災害看護ゼミナールC	1・2・3	東京医科歯科大学	2				
1304	災害看護ゼミナールD	1・2・3	千葉大学	2				
1305	災害看護ゼミナールE	1・2・3	日本赤十字看護大学	2				
1306	インデペンデントスタディⅠ	1・2・3・4・5	高知県立大学 兵庫県立大学 東京医科歯科大学 千葉大学 日本赤十字看護大学	1				
1307	インデペンデントスタディⅡ	1・2・3・4・5		1				
1308	インデペンデントスタディⅢ	1・2・3・4・5		1				
1309	インデペンデントスタディⅣ	1・2・3・4・5		1				
1310	インデペンデントスタディⅤ	1・2・3・4・5		1				
1401	災害看護研究ゼミナール	1	5大学(共同)	5	後			
2402	実践課題研究	2	5大学(共同)	5	通	必修		
3403	災害看護研究デベロップメント	3	5大学(共同)	5	前	必修		
3404	博士論文	3・4・5	5大学(共同)	5		必修		

開講科目数 38

R2年度開講しない科目(隔年開講)

8 博士学位取得のステップ

5 年一貫制博士課程の入学後の博士学位取得には 3 ステップがある。

- ・ ステップ 1 : Preliminary Examination (第一次進級判定)
- ・ ステップ 2 : Qualifying Examination (第二次進級判定)
- ・ ステップ 3 : 学位論文審査および最終試験 (学位授与の判定)

【PE・QE 受験要件・博士修了要件】

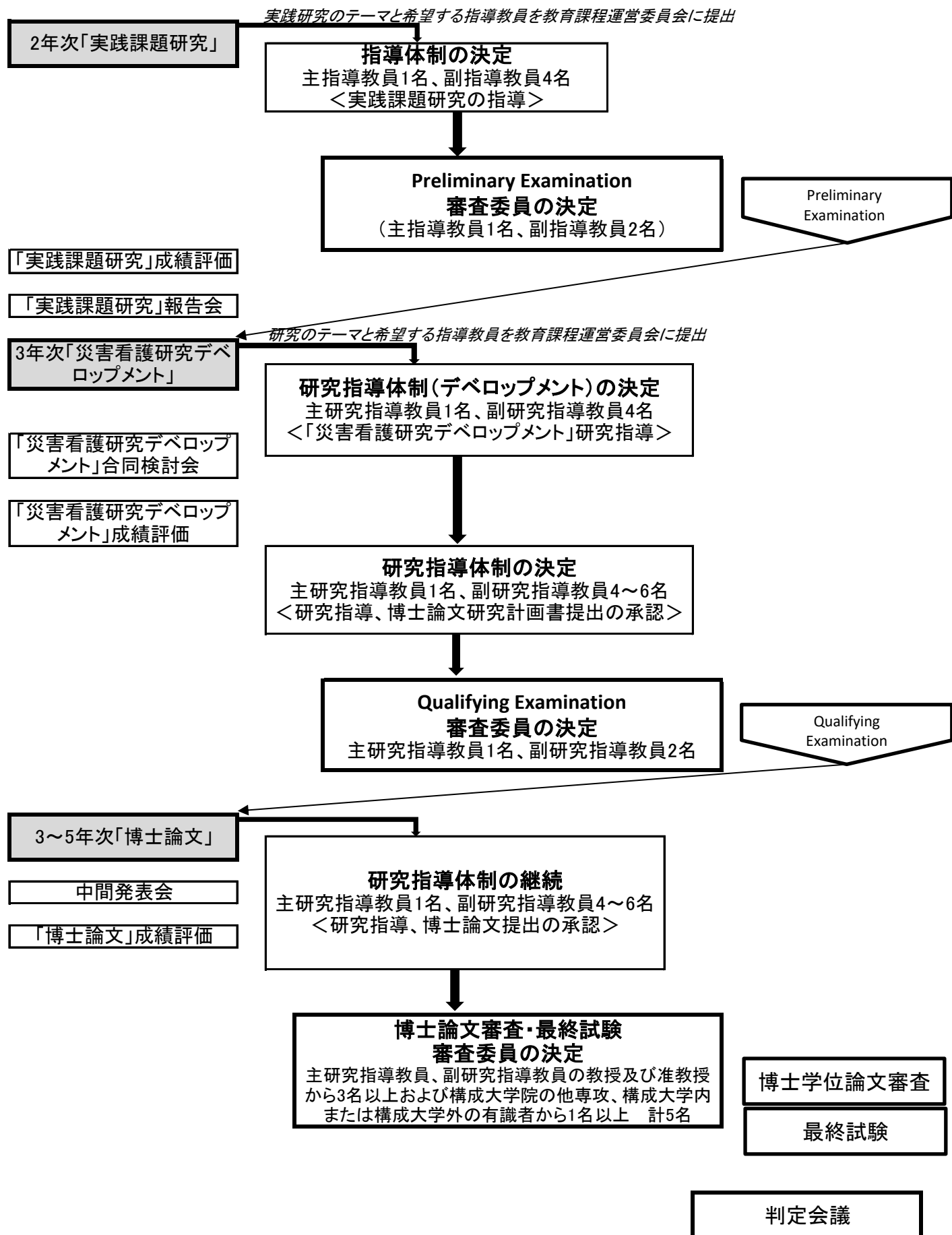
	2014（平成 26）年度から 2018（平成 30）年度に入学した者	2019（平成 31）年度以降に入学した者
<u>Preliminary Examination</u> 受験要件	『実践課題レポート』単位、1, 2 年次の必修科目 9 科目 21 単位、「学際的科目群」の選択必修 6 単位を取得すること。単位取得見込み有りの場合も、要件の充足に含めることとする。	「災害看護学の基盤となる科目群」より 6 単位以上、「災害看護学の専門科目群」より 10 単位以上、『実践課題研究』単位を含む合計 24 単位以上を取得すること。単位取得見込み有りの場合も、要件の充足に含めることとする。
<u>Qualifying Examination</u> 受験要件	3 年次必修科目並びに『災害看護研究デベロップメント』の単位を取得する。単位取得見込み有りの場合も、要件の充足に含めることとする	『災害看護研究デベロップメント』単位取得し、合計 35 単位以上を取得すること。単位取得見込み有りの場合も、要件の充足に含めることとする。
<u>学位論文審査および最終試験</u> 修了要件	標準修業年限の 5 年以上在籍し、修了要件 50 単位以上の単位を修得した者で必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び論文の内容や専門分野に関する口述ないし筆記試験に合格することを要件とする。 修了要件 50 単位のうち、40 単位は必修であり、10 単位は選択科目または選択必修科目から修得すること。選択必修科目は「災害看護グローバルリーダーに必要な学際的な科目群」から 6 単位、「災害看護学に関する科目群」から 2 単位を修得すること。また、それぞれの構成大学において 10 単位以上を修得すること。	標準修業年限の 5 年以上在籍し、修了要件 50 単位以上の単位を修得した者で必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び論文の内容や専門分野に関する口述ないし筆記試験に合格することを要件とする。 修了要件 50 単位のうち、「災害看護学の基盤となる科目群」から 6 単位以上、「災害看護学の専門科目群」から 10 単位以上を修得し、かつ「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」のいずれか 1 科目以上を履修すること。 また、それぞれの構成大学において 10 単位以上を修得すること。

DNGL博士論文審査および最終試験までのフローチャート

科目の履修と成績評価

指導および審査体制

審査および試験



研究指導及び学位審査の流れ

2020年4月1日					
時期	事項	説明	提出書類	2020年度の提出期日	実施・承認方法
1年次 4月	アドバイザー教員の決定	本籍大学の専攻専任教員1名が担当する。			アドバイザー教員は、共同教育課程運営委員会にて承認を得る。
2年次 5月	実践課題研究の課題(案)と主指導教員の決定	課題と主指導教員が決まったら、『『実践課題研究』課題申請書』および『『実践課題研究』指導教員体制希望届』を本籍大学に提出する。	*『『実践課題研究』課題申請書(様式1-1) *『『実践課題研究』指導教員体制希望届(様式1-2)	2020/5/22(金)	共同教育課程運営委員会において『『実践課題研究』の課題および教員指導体制』について審議し、承認を得る。
2年次 通年	「実践課題研究」の履修	当該科目の主指導教員1名、副指導教員4名の計5名により指導を受ける(※指導教員には構成大学全ての教員を含む)。			実践課題研究の指導教員は、共同教育課程運営委員会にて決定する。
2年次 後期 12月以降	Preliminary Examination の申請 (申請はテーマのみ行う)	学生は本籍大学の研究科に審査を申請する。当該研究科は審査を共同教育課程運営委員会に付託する。審査に必要な書類は審査日の2週間以前とする。	* Preliminary Examination申請書(様式2) 提出資料: * 実践課題研究の概要(和文及び英文)(様式3-1) 6部 * 表紙(様式3-2)を付けた 実践課題研究論文 6部 * 2年間の学修報告書 4部	申請書: 2020/12/18(金)17時 関連書類:審査日の2週間前まで (2021/1/29金17時)	共同教育課程運営委員会は、審査委員を、実践課題レポートの主指導教員1名のほか副指導教員の中から2名を決定する。
	Preliminary Examination延期の場合	期日までに実践課題研究論文の提出ができない学生については、共同教育課程運営委員会委員長宛に、延期の理由および3月末までにPEが受験できるよう、実践課題研究論文の提出期日を明記したPE審査延期願を提出する。3月末までにPE受験ができない学生については、PEの申請を一旦取消し、準備ができ次第再申請する。	提出書類: * 実践課題研究提出期日及びPreliminary Examination審査延期願(①テーマ②延期の理由③提出期日を記載)	2021/1/29(金) 17時	
2年次 後期 2月	Preliminary Examination 実施	(審査内容)実践課題研究の内容の確認及び学生自身の将来像と特に強化すべき特性、その方策について口頭試問を行う。 (審査基準)別に定める。 (審査委員)実践課題研究の主指導教員1名、共同教育課程運営委員会で決定された副指導教員2名の計3名により審査を実施する。			
2年次 後期 3月	Preliminary Examination の合否判定				「合格」「保留」により判定。なお「保留」の場合は、理由を明確に記し、学生には再挑戦の機会が与えられる。共同教育課程運営委員会にて合否判定後、本籍大学の研究科委員会等において報告し承認を得る。
3年次 4月 あるいは 3年次 7～8月	実践課題レポート報告会の実施	共同教育課程運営委員会が主催し、学生が取組んだレポートについて明らかにした課題や提言等を分かち合い、相互の学びの場とする。			Preliminary Examinationを終えた学生は、報告会の主旨に照らして発表することを原則とする。
3年次 5月	災害看護研究デベロップメントの研究テーマ(案)と主指導教員の決定	課題と主指導教員が決まったら、「災害看護研究デベロップメント副指導教員希望届」を本籍大学に提出する。	災害看護研究デベロップメント副指導教員希望届(様式4)	2020/5/12(火)	共同教育課程運営委員会において「災害看護研究デベロップメント」の研究テーマおよび教員指導体制について審議し、承認を得る。
3年次 前期	災害看護研究デベロップメントの履修による研究計画書のドラフト作成	主研究指導教員1名、副研究指導教員4名の計5名により指導を受ける(※指導教員には構成大学全ての教員を含む)。			研究指導教員は、共同教育課程運営委員会にて決定
3年次 前期末	災害看護研究デベロップメントで検討した研究計画書のドラフトについての合同検討会の実施	研究フィールド候補地・機関の受け入れ責任者等、産官からアドバイザーを招き、幅広い助言を受けて研究計画書のドラフトを洗練させる。 ※学生同士参加による学びの場、研究計画内容の洗練場の意味を兼ねる		計画書案提出:2020/10/5(月) (※合同検討会の1週間後)	研究計画書のドラフトについて合同検討会は、共同教育課程運営委員会が主催する。 研究計画書案の提出方法は授業レポートに準ずる。(学生から各指導教員へ提出)
3年次 後期 10月以降	研究計画書のドラフト提出後の博士研究に関する指導体制の決定	学生は博士論文研究計画書の作成に向けて取り組む。博士研究の指導体制として、主研究指導教員1名、副研究指導教員4名の計5名により指導を受ける(※指導教員には構成大学全ての教員を含む)。			博士研究の研究指導教員は、共同教育課程運営委員会にて決定後、本籍大学の研究科委員会等において報告し承認を得る。

時期	事項	説明	提出書類	2020年度の提出期日	実施・承認方法
3年次 後期 随時申請可	Qualifying Examinationの申請	学生は本籍大学の研究科に審査を申請する。当該研究科は審査を共同教育課程運営委員会に付託する。	* Qualifying Examination申請書(様式5) 提出資料： 各4部提出 * 博士論文研究計画書 * 博士論文研究計画書要旨(和文及び英文)(様式5別紙) * これまでの学修報告書		共同教育課程運営委員会は、審査委員として、主研究指導教員、副研究指導教員の3名を決定する。
3年次 後期申請後、随時可 審査日は申請受理後に学生に通知	Qualifying Examinationの実施	(審査内容)災害看護グローバルリーダーとしての能力開発にふさわしい博士研究計画であるかの審査を学問的、実践的、政策的な観点から行うと共に、グローバルリーダーとしての将来像や能力開発の研鑽状況について口頭試問を行う。 (審査基準)別に定める。 (審査委員)主研究指導教員1名、教育課程連絡協議会で決定された副研究指導教員2名の計3名により審査を実施する。			
3年次 後期 2月	Qualifying Examinationの可否判定				「合格」「保留」により判定。共同教育課程運営委員会で承認。なお「保留」の場合は、理由を明確に記し、学生には再挑戦の機会が与えられる。共同教育課程運営委員会にて可否判定後、本籍大学の研究科委員会等において報告し承認を得る。
3年次 後期以降、QE申請後	研究倫理審査				本籍大学の研究倫理審査委員会に申請し、承認を受ける。
4～5年次	中間発表会(個別に実施)	主研究指導教員1名、副研究指導教員4名の計5名による継続的指導及び産官からのアドバイザーによる助言を受ける。			発表会の開催時期は、発表会での助言を得て、学生が論文を修正し、仕上げていく期間を設けて完成前の時期に開催する。
5年次 10月～1月	学位論文審査及び最終試験の実施	学位論文審査と最終試験は同時期に、同じ審査員によって、それぞれ行われる。 (申請時期)学位論文審査及び最終試験受験の1か月前に本籍大学の研究科に申請する。 (審査内容)学位論文審査は、災害看護の博士の学位論文として適切な内容であるか、また、どのような貢献があるかについて審査を行う。最終試験は、災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、国際的・学際的指導力を発揮するグローバルリーダーとしての高度な実践能力、研究能力に関連する事項の修得状況について確認を行う。 (審査基準)別に定める。 (審査委員)以下を含む計5名とする。①主研究指導教員、副研究指導教員の教授及び准教授から3名以上 ②構成大学院の他専攻、構成大学内または構成大学外の有識者から1名以上 災害看護学に留まらず研究課題に関連する他領域の有識者を含む審査体制とする。	* 博士の学位論文審査及び最終試験 申請書(様式6) 提出資料：各6部提出 * 博士論文 * 博士論文要旨(和文及び英文)(様式7) * 研究業績目録(受賞歴、研究費獲得を含む) * 研究業績のうち主な論文3点以内 * 在籍期間の学修報告書 申請・審査及び受験の1か月前 ※3月修了の場合 2020/12/4(金)17時 ※9月修了の場合 2020/6/5(金)17時	共同教育課程運営委員会は、審査委員を決定し、本籍大学の研究科において報告・承認を得る。なお学位論文審査及び最終試験の主審査委員(主査)は、博士研究の主研究指導教員が担い、審査及び試験の運営と報告を行う。	
5年次 2月初旬	学位論文審査及び最終試験の可否判定				共同教育課程運営委員会にて学位論文審査及び最終試験それぞれの可否判定後、本籍大学の研究科委員会等において報告し承認を得る。
5年次 2月～3月	修了判定				本籍大学の研究科委員会等において実施する。
5年次 3月	学位論文発表会	修了者による学位論文発表会の実施			学位論文発表会：2021年3月11日(木) 主催：共同教育課程運営委員会 9月修了、3月修了生合同で実施
5年次 3月	学位記授与				
修了後	学位論文の公表				学位授与から3か月以内に論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、学位授与から1年以内に論文の全文を、インターネットを利用して公表する。

「実践課題研究」課題申請書

年 月 日

教育課程運営委員会委員長 殿

大 学 名 _____

学 生 氏 名 _____

主指導教員 _____

下記のとおり実践課題研究の課題を申請します。

<課題>

<概要>

--

「実践課題研究」指導教員体制希望届

年 月 日

教育課程運営委員会委員長 殿

大 学 名 _____

学 生 氏 名 _____

実践課題研究の副指導教員を下記の先生をお願いしたく、希望を提出いたします。

課 題 名 :

主指導教員 :

副指導教員 :

大 学 名	教 員 名

Preliminary Examination 申請書

年 月 日

〇〇〇〇大学大学院〇〇〇〇研究科長 殿

〇〇〇〇大学大学院〇〇〇〇研究科
共同災害看護学専攻

学籍番号：

氏 名： 印

Preliminary Examination の審査を受けたいので、実践課題研究のテーマを添えて、申請します。

実践課題研究テーマ

実践課題研究の概要

大 学 名		学籍番号 氏 名	
題 目			
キーワード（5語）			

実践課題研究

題目

〇〇〇〇大学大学院〇〇〇〇研究科

共同災害看護学専攻

学籍番号

氏名

主指導教員： 〇〇〇〇

副指導教員： 〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇

提出日

災害看護研究デベロップメント 副指導教員希望届

年 月 日

教育課程運営委員会委員長 殿

大学名：_____

学生氏名：_____

災害看護研究デベロップメントの副指導教員を下記の先生にお願いしたく、希望を提出いたします。

研究テーマ（案）および概要（どんなことを研究したいのか）：

主指導教員：

副指導教員：

大 学 名	教 員 名

Qualifying Examination 申請書

年 月 日

大学大学院

研究科長 殿

大学大学院
共同災害看護学専攻
学籍番号
氏 名

研究科

印

Qualifying Examination の審査のため、下記の関係書類を添えて提出しますので、
審査をお願いいたします。

記

1. 博士論文研究計画の要旨（和文及び英文）
※様式は別紙のとおり。和文 800 字程度、英文 300 words 程度で記載のこと。
2. 博士論文研究計画書
※計画書の形態は、各大学の様式等に準ずる。
3. 審査申請までの学修報告書（課外活動を含む学修成果、将来展望、能力開発の研鑽状況）
※A4 版用紙 2 枚程度で記載のこと。

博士論文研究計画の要旨

大学大学院 共同災害看護学専攻	研究科 学籍番号 氏名
テーマ	
要旨	

博士の学位論文審査及び最終試験 申請書

年 月 日

大学大学院

研究科長 殿

大学大学院

研究科

共同災害看護学専攻

学籍番号

氏 名

印

博士の学位論文審査及び最終試験を受けたいので、下記の関係書類を添えて提出しますので、 審査をお願いいたします。

記

博士論文

博士論文要旨（和文及び英文）

研究業績目録（受賞歴、研究費獲得を含む）

上記のうち主な論文3点以内

在籍期間中の学修報告書

研究指導教員の承認

主研究指導教員 氏 名 _____

副研究指導教員 氏 名 _____

副研究指導教員 氏 名 _____

副研究指導教員 氏 名 _____

副研究指導教員 氏 名 _____

副研究指導教員 氏 名 _____

副研究指導教員 氏 名 _____

博士論文要旨

大学大学院 共同災害看護学専攻	研究科 学籍番号 氏名
テーマ	
要旨	

2020 年度「実践課題研究」指導教員の専門分野について

指導教員名 (大学名)	専門分野
山田 覚 (高知県立大学)	災害看護支援ネットワーク
神原 咲子 (高知県立大学)	国内外の減災等に関する課題について
木下 真里 (高知県立大学)	災害時の療養継続支援
増野 園恵 (兵庫県立大学)	災害対応における組織体制および教育・訓練に関する課題について
梅田 麻希 (兵庫県立大学)	災害とメンタルヘルス、多文化看護
佐々木 美絵 (兵庫県立大学)	災害時の公衆衛生ニーズのアセスメント支援に関する課題について
宮崎 美砂子 (千葉大学)	災害時の公衆衛生における看護の役割機能
佐藤 奈保 (千葉大学)	疾患や障害をもつ人々と災害、子どもと災害
佐々木 吉子 (東京医科歯科大学)	災害時の被災者・支援者の体験と支援ニーズに関する課題について
今津 陽子 (東京医科歯科大学)	疾患を有する人々や看護職の災害時の経験とそれに関する課題について
野口 眞貴子 (日本赤十字看護大学)	災害、公衆衛生上の危機とリプロダクティブヘルス、母子保健
池田 稔子 (日本赤十字看護大学)	災害時の避難所における看護活動について

2020 年度「災害看護研究デベロップメント」指導教員の専門分野について

指導教員名 (大学名)	専門分野
山田 覚 (高知県立大学)	災害における地域住民、各種地域組織および行政との連携に関する研究指導
神原 咲子 (高知県立大学)	国内外のパブリックヘルスと減災に関する課題についての研究指導
木下 真里 (高知県立大学)	災害時の被災者健康状態の数量的検討
増野 園恵 (兵庫県立大学)	災害対応の組織体制、マネジメントとリーダーシップおよび人材育成開発に関する課題についての研究指導
梅田 麻希 (兵庫県立大学)	災害とメンタルヘルスに関する疫学研究および国際比較研究の指導
佐々木 美絵 (兵庫県立大学)	疫学的手法を用いた災害時の健康ニーズのアセスメントに関する研究指導
宮崎 美砂子 (千葉大学)	災害時の公衆衛生における看護の役割機能
佐藤 奈保 (千葉大学)	疾患・障害をもつ人々の災害への備えと被災下における健康課題・療養生活に関する研究指導 災害中長期における子どもと家族の日常生活と健康問題に関する研究指導
佐々木 吉子 (東京医科歯科大学)	大規模災害に対する防災・減災に向けた学際的アプローチと、災害時の生活・健康課題に関する研究指導
今津 陽子 (東京医科歯科大学)	継続的に医療を必要とする人々と看護職の減災に向けた支援システムの開発
野口 眞貴子 (日本赤十字看護大学)	人道的危機における母子保健の改善を目指す国際保健研究

発表会開催の考え方について（2020 年度）

科目名 項目	インターンシップ I・II 1～5 年通年	実践課題研究 2 年通年	災害看護研究 デベロップメント 3 年前期	博士論文 4～5 年
発表会名称	インターンシップ発表会 Presentation of Internship	実践課題研究報告会 Presentation of Field Research	災害看護研究デベロップメント合同検討会 Joint presentation/workshop	中間発表会 Interim Presentation
開催主体	共同教育課程運営委員会	共同教育課程運営委員会	共同教育課程運営委員会	主指導教員および学生
開催主旨	・学生が取り組んだインターンシップでの実践を報告し、議論や助言を通じて、より学びを深める機会とする。 ・発表会は「インターンシップ I・II」の評価の機会とする。	・学生が取り組んだ実践課題レポートについて、明らかになった課題や提言等を分かち合い、相互の学びの場とする。	・学生同士参加による学びの場、研究計画内容の洗練の場の意味を兼ねる ・研究フィールド候補地・機関の受け入れ責任者等、産官からアドバイザーを招き、幅広い助言を受けて研究計画書のドラフトを洗練させる。	
発表者	科目履修終了予定者	科目履修および PE を終えた学生	科目履修終了予定者	（科目履修学生）
出席者	・発表者（必須） ・そのほかの学生の参加は任意 ・教職員（5 大学合同科目のため、各大学より専任教員 1 名は必ず参加する） ・インターン先の担当者等	・科目履修を終了、または終了予定の 3 年次生（全員）および発表予定の 4 年次生（必須） ・1・2・5 年次生および発表者以外の 4 年次生（任意） ・教職員	・3 年次生および発表予定の 4 年次生（必須） ・1・2・5 年次生および発表者以外の 4 年次生（任意） ・教職員 ・外部より研究フィールド責任者、産官からアドバイザー等	主研究指導教員 1 名 副研究指導教員 4 名 産官学等のアドバイザー 1 名以上 ※非公開 ※アドバイザーについては主指導教員に一任
2020 年度 開催日程 予定	2021 年 1 月 22 日（金） 3・4・5 限 （1 人 20 分）	第 1 回： 2020 年 4 月 10 日（金） 3・4 限 （1 人 20 分×6 名予定） 第 2 回： 2020 年 7 月末～8 月上旬	2020 年 9 月 28 日（月） 3・4 限 （1 人 25 分×6 名予定）	開催の時期について ・博士論文の科目履修後に個別に実施 ・発表会での助言を得て、学生が論文を修正し、仕上げていく期間を設けて、完成前の時期に開催

【履修関連事項】

1 授業開講

1) 学年・学期

(学年)

学年は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(学期)

学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(授業開講)

前期 16 週 (試験期間を含む) : 授業開講 15 週+試験期間 1 週間

後期 16 週 (試験期間を含む) : 授業開講 15 週+試験期間 1 週間

前期及び後期期間外に、教育上必要な対面授業で集中講義や実習が計画開講されて教育研究活動を行う場合がある。

2) 単位の計算

(単位の計算方法)

単位の計算については、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準のとおり開講する。

(1) 講義については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実習については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

3) 授業時間

次の時間割によって授業を行う。

時限	授業時間
<u>1 時限</u>	<u>8:50～10:20</u>
<u>2 時限</u>	<u>10:30～12:00</u>
<u>3 時限</u>	<u>13:00～14:30</u>
<u>4 時限</u>	<u>14:40～16:10</u>
<u>5 時限</u>	<u>16:20～17:50</u>

*本籍のある大学院の授業開始時間と違っている場合がある。

例：1 時限開始 8:40 または 9:00 の場合 3 時限開始 12:50 または 13:10 の場合

2 履修ガイダンスと履修登録について

履修ガイダンスは5大学の合同オリエンテーションで実施するものと、各大学院の履修ガイダンスの両方を受ける。

1) 共同災害看護学専攻 構成大学合同オリエンテーション

本専攻に入学が許可された学生は、学生全員で合同オリエンテーションを受けて、学生と教員、学生間の交流を図る。

本専攻においては各大学院学則等に従い、自分で履修する科目を決め、自分で授業計画を立てることが必要となる。単位は、履修願を出し、授業に出席して試験に合格して初めて単位が取得できる。履修に関するガイダンスを各学期のはじめに行うので、必ず出席すること。

2) 履修登録

履修登録は期限内に必要な書類を提出し、授業を受ける。

提出期限は各大学の定めに従い、期限を厳守する。

3) 遠隔授業教室

講義・演習が行われる教室や演習室・実習室は各構成大学で指定している。

特に、共同災害看護学専攻の遠隔授業は遠隔授業教室を指定している。

4) 時間割

別途配布する。

3 試験等について

1) 成績評価の方法

単位認定を受けるには、規定時間を出席し、成績評価を受けなければならない。授業科目の成績は、試験（筆記試験、口頭試験、レポート、報告書、論文、その他）により評価する。

試験の期日、方法等については、授業担当教員が定める。

授業実施時間の3分の2以上出席しない者は、当該授業科目の試験を受験できない場合がある。

2) 試験に際しての注意事項

(1) 筆記試験に際しては、以下のことに留意する。

① 試験の際は、監督者の指示に従う。

② 試験中は学生証を必ず机の上に置く。学生証不携帯の者は試験を受けることができない。当日忘れた場合、本籍大学院学務担当事務に申し出て指示に従うこと。

③ 試験開始後、30分まで遅刻を認める。

④ 試験開始後、40分までは退室できない。

⑤ 受験に必要なもの以外はすべて試験開始前に床に置き、机の中に入れないこと。

- ⑥ 試験中、不正行為を行った場合、その科目が不合格となるほか、懲戒処分を受ける可能性がある。不正行為者とそれに便宜を与えた者の双方に適用される。
- (2) 筆記試験以外の試験（口頭試験、レポート、報告書、論文、その他）においては、提出方法・期限などは、担当教員からの指示に従う。また、筆記試験と同様に規律を守らなければならない。特に、レポート・報告書・論文の作成においては、以下の行為は不正行為と見なされるので、留意すること。
- ① 書物・ウェブサイトなどに掲載された他人の文章を、出典を明示せずに用いる。
 - ② 許諾を得ずに、著作権のある図表・写真等を用いる。
 - ③ 他人に作成してもらった文章の細部や文体を変えて、自分が作成したものとして用いる。

3) 追試験について

やむを得ない事由により、所定の期日に試験を受けることができない者は、願い出により、適宜の方法により成績評価を受けることができる。やむを得ない事由については、次の①から⑤までに準ずる理由に該当するものとする。

- ① 病気
- ② 災害及び不慮の事故
- ③ 父母、配偶者又は子の死亡
- ④ 兄弟姉妹又は祖父母の死亡
- ⑤ その他前各号に準ずる理由

追試験を希望する者は、原則として、試験開始までに本籍大学院学務担当事務に連絡し、試験終了後1週間以内（7日目が自大学の休業日の場合は、その翌日までに）に、病気にあつては医師の診断書、その他の場合にあつては事由を証明する書類を添え、追試験の願い出を本籍大学院学務担当事務に提出する。

なお、追試験の期日や方法は、授業担当教員の意向により決定される。

4) 再履修について

単位の修得ができなかった授業科目は、翌年度において単位を得ようとするときは、改めて履修登録を行い、再履修する。

4 授業欠席に対する特別措置について

- 1) 麻しん、インフルエンザ、結核などの「学校において予防すべき感染症」に学生が罹患した場合は、治療に専念するため、かつ感染症の蔓延を防止するために、大学へ届け出る必要がある。所定の届出を行うことにより、療養に必要な期間の欠席を許可することとし、以下のとおり取り扱う。

- ・ 講義の場合は、欠席扱いとはしない。
- ・ 試験の場合は、適宜授業担当教員が手立てを講じる。
- ・ 実習の場合は、授業担当教員の判断により、必要な措置をとる。

ただし、欠席の期間が長期に渡るためその授業科目の履修が不可能と授業担当教員が判断したときは、この限りではない。

学生は、「学校において予防すべき感染症」に罹患したら、授業担当教員へ欠席の連絡を入れるとともに、各大学で指示された方法により届出を行う。感染症の区分及び欠席を許可する期間は、学校保健安全法に準じたものとする。

2) その他、授業担当教員が特別の事情と認める場合は、授業欠席に際し、前項に準じる取扱いを行うことがある。特別の事情として認められ授業を欠席する場合は、当該学生は事前（事前に届出ができない場合は事後）に、事情を裏付ける書類を添えて、本籍大学院学務担当事務から指示される方法で届を提出しなければならない。

届出が受理された場合、本籍大学院学務担当事務は学生からの届出内容を授業担当教員へ連絡する。

参考資料

欠席の事由	欠席期間	添付書類	届の提出時期
学校保健安全法施行規則第 18 条に規定された感染症（※）	診断書等に記入されている出席停止期間	医療機関発行の証明書	出席可能となった後 1 週間以内
その他、授業担当教員が特別の事情と認める場合	特別な事情に要した期間	事情を確認できる文書又はその写し等	事前又は出席可能となった後 1 週間以内

※学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条）

- ・第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MER S コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号 に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）

- ・第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

- ・第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年号法律第114号）第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（注）上記の感染症に罹患した場合、速やかに本籍大学院学務担当事務へ連絡し、指示を受けてください。

5 学籍の異動（休学・復学等）に関する事

1) 休学

学生は休学の事由が発生したら、直ちにアドバイザーや指導教員に相談する。

- ① 休学手続きは本籍大学事務局学務課に確認後、休学願いを提出する。
提出書類様式は本籍大学の指定様式による。
- ② 休学期間は休学の事由により届け出る。
- ③ 休学中の連絡、休学に付帯する必要な手続きを必ず行う。（例えば、奨学金等）
- ④ 休学期間は修了要件の期間（在学期間又は修業年数）に算入しない。

2) 復学

- ① 休学期間が終了すると学生は復学する。学生は復学の1月前に本籍大学事務局に復学に関する手続きを行う。
- ② 復学する学生は本籍大学より復学許可があり、復学に付帯する必要な手続きを行う。

3) 退学

退学は、退学したい理由、または事由を明らかにして願い出て、許可を受けなければならない。提出書類様式は本籍大学の指定様式による。

6 共同施設利用

- 1) 学生は構成大学の共同施設を利用できる。
- 2) 学生が本籍のある大学以外の構成大学で学習する場合、各大学において利用可能な共同施設を必要な手続きで利用できる。

	高知県立大学	兵庫県立大学	千葉大学	東京医科歯科大学	日本赤十字看護大学
身分証	入学時に交付し、卒業まで有効 図書館の貸出カードを兼ねる 施設に出入りするための、カードキー機能も兼ねる (時間外・情報演習室) ※本学籍以外の学生には学生証を発行できないが DNGL 他大学生には必要に応じて貸出用のカードキーを貸し出す。	入学時に交付し、卒業まで有効(IC カード) 学術情報館の利用カードを兼ねる ※本学籍以外の学生には学生証を発行しない 情報館利用については別途対応	入学時に交付、有効期限は修了まで 提示が必要とき 図書館利用、定期試験、健康診断、 通学定期購入、証明書自動発行機利用	入学時に交付し、卒業まで有効 証明証・学割発行機や図書館の利用カード 建物のセキュリティ解除機能を有する (IC カード)	学生証 (IC カード) 入学時に交付し、修了まで有効 図書館、情報処理室、視聴覚室への入室カードを兼ねる。 ※DNGL 他大学生には、入室カードを学務一課から登学時に臨時に貸し出す。
	利用できる施設	講義室、体育館、グラウンド、学生会館 (授業以外でこれらの施設を使用する場合は学生・就職支援課に申し込む) 生協売店・食堂 DNGL 共同研究室 (体育館 2 階)	千葉大学セミナーハウス山中寮 (予約・申込みは千葉大学学務部学生支援課課外活動支援係にお願いします) 食堂、生協売店、リフレッシュコーナー	生協売店・食堂	学生食堂、学生ラウンジ、生協売店、多目的グラウンド 授業以外で教室を利用するときは、学務一課に申し込む。
施設	情報処理室	大学院情報処理室	看護学部情報処理演習室	情報検索室	第 1 情報処理室、第 2 情報処理室、視聴覚室 (授業使用していない空き時間帯は、自由に利用可)
	自習室	地域ケア開発研究所 DNGL 自習室 ※DNGL 他大学院生は、共通利用テーブルまたは共用机使用を予定	5 年一貫制博士課程院生室	院生研究室 ※自大学院生には個人利用としての机を割り当てるが、DNGL 他大学院生は、共同テーブルを使用する。 図書館	大学院生室 ※自大学院生には個人利用としての机 (引出しに鍵付) の割り当てを行うが、 DNGL 他大学院生は共通利用テーブルを使用。
	保健室	保健室、カウンセラー室	亥鼻地区保健室	保健管理センター 学生・女性支援センター	保健室 学生相談室
	情報館	図書館 (図書、DVD、ビデオ等) 全学の図書館の利用可能 ※DNGL 他大学院生用は明石看護学術情報館に申請し閲覧・複写可能	附属図書館 (西千葉地区) 附属図書館亥鼻分館 (亥鼻地区) ※DNGL 他大学生の利用については、事前に大学院係に申し出の上、大学院係窓口にて貸出しカードを受領し、使用後に返却する。	図書館 (図書、製本雑誌、DVD、電子書籍) 国府台地区及び湯島地区利用可能 ※DNGL 他大学の学生については、利用の際に図書館利用証を交付する。	※DNGL 他大学生は、資料及び館内設備について、本学大学院生と同等の利用が可能 (ただし、大学開館時のみ) 利用の際は、登学時に、学務一課から貸し出す入室カード及び学生証を提示のこと。
設備		ノートパソコン (DNGL 自習室) パソコン、プリンター (大学院情報処理室) 用紙、 トナーは学務課に申し出る	パソコン、プリンタ (情報処理演習室) 用紙は個人で用意する。 トナーは学生支援係に申し出る。 ※個人の PC を利用する際は、無線 LAN 利用可能 (入学時に無線 LAN 接続ガイドを配布) また、「学内ネットワークへの持込パソコン接続に関する誓約書」を大学院係へ提出。 ※DNGL 他大学生が、大学のパソコンや個人のノート PC で本学の無線 LAN を利用する場合、利用 10 日前までにゲストアカウントの申請を大学院係に申し出る。当日は ID とパスワード、接続ガイドを受領する。	研究室のプリンタ (コピーカード) 用紙、 トナー等は研究室で対応	パソコン、プリンタ (大学院生室) パソコン、プリンタ (第 1 情報処理室、第 2 情報処理室、視聴覚教室・図書館) 個人のノート PC 等利用の際は、無線 LAN 利用可能 (入学時に無線 LAN 接続ガイドを配付する) ※DNGL 他大学生が、大学のパソコンの利用や個人のノート PC 等で本学ネットワークの無線 LAN を利用したい場合は、事前に JRCC Net の利用を申し込む。(申し込みは、総務課情報システム係へ) (JRCC Net 利用は無料、印刷利用は有料)
	コピー	カフェテリアに有料コピー機あり (生協でコピーカード購入) 学術情報館内は文献複写用コピー機あり (現金)	亥鼻生協売店前 (有料) 附属図書館亥鼻分館内に文献複写用コピー機 (有料)	生協に有料コピー機 図書館内に、文献複写用コピー機あり (有料) (全てプリペイドカード方式、カードは図書館の販売機で購入)	2 号棟の 2・3・4 階に各 1 台コピー機あり (有料) 図書館に 1 台コピー機あり (有料) (全てプリペイドカード方式、カードは図書館の販売機で購入)
	メールボックス	無	無	無	無
	ロッカー	DNGL 共同研究室内及び DNGL 講義室に設置	院生室にあるものを使用	研究室に設置	個人ロッカーの貸与はしていない。 ※DNGL 他大学院生については、博士用大学院生室に登学時臨時利用可能なロッカーあり
その他		大学院生苑の郵便物は看護教育開発研究室の郵便ボックスに入れておく。	大学院生苑の郵便物は大学院学務係から連絡し、事務室まで取りにきてもらう。	大学院生苑での郵便物は 3 号館のメールボックスに入れる。	研究のためのアンケートを大学への返送で受け取るときは、総務課に事前に依頼をし、各自で受け取り箱を用意する。 学生個人宛の郵便物は取り扱っていない。

【危機管理関連】

1 健康管理

学生は教育研究活動に支障がないように健康に留意し、定期健康診断や感染症対策として必要な対応を自立して行う。

- 1) 学生の定期健康診断は、本籍のある大学で実施される健康診断をうける。
- 2) 特に海外研修においては、結核等感染症情報の重要性と現地で生じる事態を予測した事前確認を行い、推奨される検査項目、検査時期、予防接種等を教育研究活動計画に沿って事前準備を行う。(国内・外研修は、別途「安全管理の考え方」を参照)
- 3) 必修の実習に向けて、実習施設や研修先から情報提供を求められた場合、健康情報は本人の同意のもと保健室・健康情報センター等本籍のある大学から提供する場合がある。

2 学生教育研究災害保険、学研災賠償責任保険、日本看護学校協議会共済保険等の加入について

1) 保険概要

学生教育研究災害保険（以下、学研災）は、学生が学生生活をしているなかで、正課中、学校行事参加中又は課外活動中に生じた不慮の事故もしくは教育活動への参加目的で、合法的な経路及び方法により、住居と大学施設等の間を移動中に生じた不慮の事故によって被った傷害に対して補償するためのものである。

学研災付帯賠償責任保険は、学生が正課中、学校行事中、課外活動中及びその往復中で、他人にケガをさせた、他人の財産を損壊により被る法律上の損害賠償を補償する。

2) 共同災害看護学専攻学生の保険加入

- (1) 教育研究活動の充実・発展に寄与することを目的として、学生全員が本籍大学の保険に加入するよう推奨する。保険加入期間は本籍大学の保険の種類に準じる。
- (2) 学生の事故が本籍大学以外で行われる構成大学の特定の授業や研究指導の中で生じた場合、あるいは論文作成等のための学外での調査・研究活動の中で生じた場合は、構成大学はその損害賠償等に係る情報を本籍大学に提供し、本籍大学がその損害賠償等に必要な対応をする。
- (3) 国内・海外実習やインターンシップ等の活動では、海外研修オリエンテーションを実施し、事前準備から現地での対応、事後報告まで、別途必要事項を定める。

3 交通途絶・気象警報発令の場合の授業の取り扱いについて

資料「交通途絶・気象警報発令時における授業の休講等連絡体制」（40ページ）参照

1) 原則

(1) 実施大学又は受信大学のいずれかの大学において、授業が実施できない場合、教員は実施大学と受信大学の学生間の公平を図る観点から、実施大学及び受信大学ともに授業を中止（又は休講）する。

(2) 気象警報発令時等の取扱い

実施大学と受信大学のいずれかが所在（属）する地域（キャンパス）が、気象警報発令等により休講の場合、実施大学及び受信大学ともに休講とする。

(3) 機器故障時（停電時を含む）

①授業開始前

授業開始時から 30 分経過しても回復しない場合、教員は、授業を中止する。

②授業中

授業時間内に、又は授業の中断から30分経過しても回復しない場合、教員は、授業を中止する。

2) 遠隔授業休講時の対応

午前6時現在において、実施及び受信大学が所在する(属する)地域(キャンパス) に、いずれかの気象警報が発令され、かつ公共交通機関等が運休して休講の場合、実施大学及び受信大学ともに休講とする（※休日を挟む場合など、大学の状況によっては既定の時間外に休講判断がなされる場合がある）。

ただし、警報が解除された場合は、その時刻により以下の通り授業を実施する。

①午前 6 時までに、気象警報が解除され、かつ公共交通機関が運行した場合、
1 時限目の授業から実施する。

②午前 9 時までに、気象警報が解除され、かつ公共交通機関が運行した場合、
3 時限目の授業から実施する。

3) 各大学・学生の遠隔授業休講時の対応と準備

①交通途絶や気象警報発令等で休講する場合、実施および受信する大学は**上記既定の時間**に基づき遠隔授業の休講決定を LMS に掲載し構成大学に情報提供する。

②休講連絡は該当科目の学年だけではなく全学年に通知する。

③学生は休講情報を携帯電話で受信後、学生自身で LMS の掲示も確認する。

④学生は平常時に休講システム等について、オリエンテーションを必ず受け、LMS に掲載される休講連絡が携帯電話に転送されるか、受信状況等を確認する。

⑤休講が出された場合、学生は生命・身体の安全を保持することを最優先し、各大学の規定に従い行動する。

4) 集合による集中講義の場合（ただし、実習については別途定める）

(1)集合により集中講義を行う場合は、実施大学の所在地で、気象庁または地方気象台からのいずれかの警報発令がされ、かつ交通機関が運行停止されている場合は、「実施大学の授業取り扱い」申し合わせ等で休講とする。

(2)休講の場合、実施大学は休講決定後、ただちにLMSに掲載し構成大学に情報提供する。

(3)集合で集中講義を行う大学は、他大学から集合した DNGL 学生に、必ず実施大学の休講時の授業取り扱いについて、十分なオリエンテーションを実施する。

5) 定期試験等における取り扱い

遠隔授業休講時の対応の取り扱いに準じる。

交通途絶・気象警報発令時における授業の休講等連絡体制

平成 29 年 2 月 27 日修正
平成 28 年 2 月 19 日修正
平成 27 年 1 月 20 日修正
平成 26 年 7 月 1 日修正
平成 26 年 1 月 16 日修正
平成 25 年 12 月 25 日修正

いつ	・午前 6 時発令中 → 1、2 限休講 ・午前 9 時発令中 → 3 限以降全て休講 ※ただし、休日を挟む場合など、大学の状況によっては左記の既定の時間外に休講判断がなされる場合がある		
----	--	--	--

学生	学生が LMS の掲示で判断 学生は携帯電話等で受信	学生が LMS の掲示で判断 学生は携帯電話等で受信	学生が LMS の掲示で判断 学生は携帯電話等で受信	学生は LMS の掲示で判断 学生は携帯電話等で受信
----	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------



掲示	各事務局は LMS に掲示 (自キャンパス名、日付、何限が休講かを明記) し、構成大学にも情報提供する。			
----	--	--	--	--

	高知県立大学	兵庫県立大学	千葉大学	東京医科歯科大学	日本赤十字看護大学
誰が決定	学生部長	学務課長、共同災害看護学専攻の教授	理事 (教育担当)	理事 (教育担当)、統合教育機構事務部長	研究科長と共同災害看護学専攻の教授
誰が LMS に掲載するか	教務支援部の大学院担当	学務課長又は学務課の大学院担当	大学院学務担当者	学務企画課の担当者	学務課、大学院担当者
気象警報対象地区	高知県中部	兵庫県明石市又は神戸市	千葉市	東京 23 区東部または 23 区西部	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 ただし、通学通勤圏を確認し判断する。
対象警報	暴風・大雨・洪水警報のいずれかが発令	神戸海洋気象台が発令する「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」「大雨特別警報」「暴風特別警報」「大雪特別警報」「暴風特別警報」	気象庁からキャンパス所在地に発令の「特別警報 (高潮及び波浪を除く)」「暴風警報」又は「暴風雪警報」	気象庁から「暴風警報」あるいは「大雨 (洪水) 警報」が発令された場合 なお、台風に関しては、勢力や進路、速度等により判断が変わる事もあるので、随時協議する。	「暴風警報」「大雪警報」など その他「大規模地震の警戒宣言」 そのときの状況により、協議し判断
交通途絶区間	高知市内	大阪－姫路間	最寄駅 (千葉駅及び形成千葉駅) を運行する全線の列車が運行停止となった場合。	総武線 (千葉以西)、中央線 (東京－高尾間)、地下鉄丸ノ内線、千代田線の 4 路線すべてが運休または長時間にわたり運行を見合わせている場合	区間は定めていない。 通学圏の主たる交通機関が長時間にわたり運行停止状態となった場合としている。
対象交通機関	とさでん交通の電車、バスのいずれかが運休したとき	① J R 線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合 ② J R 線、山陽電鉄が共に不通の場合	各キャンパスの最寄駅を運行する全線の列車が運行停止の場合		J R、大手私鉄、地下鉄など
その他	地震等の不測の事態が生じた場合 開始前、学長又は研究科長 (授業開始後は授業担当者) が判断し、判断結果を事務局に連絡。事務局はインターネット、放送、災害伝言ダイヤルで周知	キャンパスからすぐに帰宅することで「生命・身体に危険が生じる恐れがある」とキャンパスが判断した場合は、キャンパス内の安全な場所に避難することがある →キャンパスの判断は、研究科長・経営部長等と学務課が至急相談して決定	各キャンパスの最寄駅を運行する全線の列車が運行停止とはならないが、台風の接近等により運行停止が見込まれる場合、又はその他の事由により通学及び帰宅が困難と判断される場合。理事 (教育担当) がキャンパスごとに決定する。	上記 4 路線の全ての列車が運休とはならないが、台風の接近等により運休が見込まれる場合、またはその他の事由により通学及び帰宅が困難と判断される場合は、状況等を勘案し、理事 (教育担当) の判断により措置を決定することができる。	①在宅の場合は、そのまま待機する。 ②通学の途中の場合は休講となるので、交通機関の責任者の指示を受け、速やかに帰宅する。ただし、帰宅困難な場合は、駅等に留まるか大学に向かう。 ③授業中の場合は、大学の指示に従う。

共同災害看護学専攻における 安全管理の考え方

共同災害看護学専攻

高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学、日本赤十字看護大学

目 次

第1章 はじめに	1
第2章 安全管理の流れ	
Ⅰ. 事前準備	
1. オリエンテーション	1
2. 情報収集	1
1) 学内での講義等	
2) 学外での研修①	
危険度の低い場所での研修等（平時の国内、海外での学会参加等）	
3) 学外での研修②	
危険を伴う可能性のある場所での研修等（被災地、海外での活動等）	
3. 自己管理	3
1) 予防接種 ①【国内】②【国外】	
2) 保険加入 ①【国内】②【国外】	
3) 健康・医療に関する管理	
Ⅱ. 実施中の注意	
1. 安全確保	6
2. 健康管理	6
3. トラブルへの対処	6
1) 【共通】	
2) 【国外】	
4. 終了前	7
1) 関係者への挨拶・連絡	
2) 【国外】 在外公館での手続き：ビザ、在留資格、帰国届等	
3) その他	
Ⅲ. 終了後の対応	
1. 帰着連絡	7
2. 帰国時の体調不良への対応	7
3. リエントリーショックへの対応	8
付録：提出書類様式	
様式1 事前準備チェック表	8

第1章 はじめに

1. 本手引きの目的

共同災害看護学専攻 (DNGL) では、学内での講義に加え、国内外での演習や実習、インターンシップ等の機会を豊富に準備しています。これらはグローバルリーダー養成に欠かせない学びの場ですが、同時に、いつどこで発生するか予測できない自然災害や事件・事故等の被害に遭うことも想定されます。

本手引きは、学生の皆さんの安全確保を目的に作成しました。本専攻の学生に関係する危機が発生した場合の 5 大学の対応方針や体制に加え、学生自身が理解しておくべき基本事項を掲載しています。学生の皆さんには、本手引きを熟読し、安全確保も含め素晴らしい学びを得ることを期待しています。

2. 基本方針

- 1) DNGL 学生は、入学直後からオリエンテーションを受け、国内外を問わず自身の生命の安全を最優先に行動する。更に各活動の際にはしるべき情報収集オリエンテーションにより安全確保に努める。
- 2) DNGL 学生は、本籍大学が定める諸規程および本手引きの内容を遵守し保険等に参加するなどし、必要な安全対策に努める。

3. 適用範囲

本手引きは、DNGL における講義・演習・実習、インターンシップ等を目的として、大学の許可の下に活動するすべての活動に適用する。

第2章 安全管理の流れ

DNGL 学生は、参加する各プログラムが定める 1) オリエンテーション、2) 事務手続き、3) 情報収集、4) 自己管理（予防接種、保険加入、健康・医療に関する管理）を確認し、指示された事項は必ず実施してください。これらを満たさなければ、プログラムへの参加が認められないことがあります。

I. 事前準備

1. オリエンテーション

オリエンテーションの内容は行き先、内容により異なりますので、それぞれの事前オリエンテーションを必ず受けてください。そこで指示された事前準備・自己学習は必ず行ってください。

2. 情報収集 (表 3)

1) 学内での講義等

履修の手引きに沿って休講等の確認をし、不要不急の外出を避けてください。危険が迫っている場合は直ちに避難し、自分の生命を守る行動をとるようにしてください。緊急時に備え、携帯電話の充電、水や食料の備蓄等を行うよう常に配慮してください。

2) 学外での研修等① 危険の可能性が低い場所（平時の国内、海外での学会等）

演習・実習・インターンシップ等において、学外の比較的安全と思われる場所で活動する場合は、必要に応じてオリエンテーションを受け、安全確保ができるよう十分な情報収集をしてください。緊急時には受入れ先での指示に従い、避難した上で後述する手順で報告してください。

3) 学外での研修等② 危険を伴う可能性のある場所（被災地、海外でのフィールド活動等）

特に海外や被災地では、国際情勢や治安、様々な技術等が国内とは異なり、思わぬ危険が生じることもあります。危険を未然に防ぐため、あらかじめ情報を十分収集しましょう。

① 治安情勢、防犯対策等に関する情報

治安の比較的安定した国や地域でも、事件や事故に巻き込まれるケースは数多く報告されています。スリ、置き引きなどの犯罪は、貴重品の管理方法や手荷物の持ち方などの基本的な対策で被害を防ぐことが可能です。また日本人を狙った強盗や誘拐等も少なくありません。日頃から目立たない服装、行動を取るなど、注意を怠らないようにしましょう。外務省のホームページなどを参考に、被害に遭わないよう自分で対策を講じましょう。万が一被害に遭った際には、命を守ることを最優先し、冷静に行動してください。

また、日本の連絡先（大学や家族）に渡航日程や宿泊先を事前に知らせると共に、緊急時の連絡先として現地の大使館や領事館などの住所、電話番号を把握しておきましょう。パスポートは必ずコピーし、携帯しましょう。

② 法令・規則に関する情報

日本では当たり前の行動が、現地では不適切、場合によっては違法となるケースがあります。国によって法令・規則が異なるので、渡航前にしっかりと確認しておきましょう。

- ◆ 査証（ビザ）の有無とパスポートの残存有効期限
- ◆ 通貨の持ち込み（持ち出し）金額制限
- ◆ 通関：骨董品、模造品（偽ブランドや違法コピーDVD等）、動植物等の持ち込み（持ち出し）の規制
- ◆ 薬物所持・使用
- ◆ 飲酒
- ◆ 写真・動画撮影

③ 宗教や文化・習慣等に関する情報

文化や習慣について、現地の歴史や宗教、文化、風習をよく理解し尊重することも、危険回避のために重要です。事前によく調べて理解を深めて、理解・尊重する気持ちを持ち、軽はずみな行動は慎みましょう。社会全般にわたり、宗教が大きな役割を占めている国は少なくありません。特に宗教施設を訪問する際には、過度に肌を露出する服装は避け、その宗教に敬意を示す態度を心がけましょう。

4. 自己管理

1) 予防接種

① 【国内】

通常国内での活動に際しては特に予防接種は必要でないと考えられますが、感染症（麻疹、日本脳炎、新型インフルエンザ等）の流行の状況によっては必要となる場合があります。また自然災害等の被災地で活動する場合は、破傷風、麻疹等の予防接種が必要となる場合があります。オリエンテーションでの指示に従ってください。

② 【国外】

必要な予防接種は、渡航先、渡航期間、渡航形態、自身の年齢、健康状態、予防接種歴などによって異なります。また、既往症や体質等により、予防接種が受けられない場合もあります。原則としてオリエンテーションでの指示内容に沿った予防接種を受けてください。事前に渡航先の感染症情報を収集するとともに、それぞれの予防接種の内容、リスク等を理解した上で、渡航者一人一人が、どの予防接種を受けるかを決定してください。渡航先の受入機関が推奨している予防接種がある場合は指示に従って下さい。予防接種によっては、数回(2～3回)接種する必要があるものもあります。海外渡航計画がある場合には、3～6か月前から感染症/海外渡航外来等のある医療機関や検疫所で、接種するワクチンの種類と日程の相談をしてください。

また、入国時に予防接種証明書の提示を求められる場合があります^{注)}。渡航先の国の在日大使館や入学先、最寄りの検疫所などで確認して下さい。

注) 黄熱病の流行があるアフリカ諸国や南米の国々では、黄熱病予防接種証明書（イエローカード）の提示がないと入国できません。

また、黄熱病の流行国からの入国、乗り継ぎだけでもイエローカードが必要になる場合もあります。

2) 保険加入

① 【国内】

DNGL 学生には、入学時に学生教育研究災害傷害保険（学研災）and/or 日本看護学校協議会共済会（Will）への加入を推奨します。これらの保険は、学生の正課、学校行事、通学、課外活動での事故等を補償するものです。本籍大学により加入する保険は異なりますが、必ず加入し補償内容や補償金額を理解しておいてください。加入が確認できない場合は、演習・実習・インターンシップ等への参加が認められないことがあります。国内での災害救助活動等に参加する場合は、別途ボランティア保険等への加入を推奨します。

② 【国外】

DNGL 学生は、海外渡航時に**必ず海外旅行傷害保険に加入してください**。海外の病院での受療は、非常に高額になるケースが多くみられます。医療施設・水準が十分でない国では、国外への緊急移送が必要となる場合もあります。また、支払い能力＝保険加入が確認できないと、治療を拒否される場合があります。なお、クレジットカードには海外旅行傷害保険特約の付いたものもありますが、通院や治療を十分に補償できないことがあるため、損害保険会社の海外旅行傷害保険にも加入するようにしましょう。

実習や長期インターンシップの際は、危機管理の観点から検討した上で以下の補償内容を概ね満たす海外旅行保険（A）海外留学生安全対策協議会（JCSOS）、B）東京海上日動社の海外旅行保険、C）OSSMA 等）に各自で加入し、保険証書の写しを各大学院担当窓口（教務係/学務係等）に提出してください。

表 2 加入すべき海外旅行保険の目安

傷害死亡：	3, 000万円
障害後遺障害：	3, 000万円
治療・救援費用：	無制限
応急治療・救援費用：	300万円
疾病死亡：	1, 000万円
賠償責任：	1億円
携行品損害：	20万円

3) 健康・医療に関する管理

海外での研修等では、気候風土、食事の変化や疲れなどから、体調を崩すこともあります。事前に自分の健康状態を十分把握し、万全な健康状態で臨めるよう努めましょう。体調により（発熱など）入国が許可されない場合もあります。

治療中の疾患等のある人は、研修の可否について医師の判断を仰ぐとともに、英文の診断書、紹介状や処方薬説明書を現地へ持参するようにしましょう。常用している医薬品がある人は、滞在中十分な量を必ず持参の上、現地で調達できる医療機関等を確認しておきましょう。

感染症流行状況については十分な情報収集を行い、予防接種の有無や必要性はもちろん、場合によっては渡航の是非を検討してください。

また、急な傷病に備え、言語も含め十分なレベルにある条件の良い病院の所在地・連絡先をあらかじめ複数リストアップしておきましょう（保険会社等が推奨する病院を参考にする）。

健康を守るため、渡航先でも情報を集め、その土地に合った健康管理方法を把握し、実践に努めましょう（例：屋台等の衛生状態の悪い場所での飲食は避ける、飲食店などでは氷の入った飲み物は避ける、ペットボトル飲料は未開封を確認してから飲む、野生の動物には近づかない、防虫スプレーや皮膚を防護する衣服の着用、川や湖に素足で入らない等）。

表 3 情報収集先一覧

■国内や渡航先で利用できる情報源

情報源と入手可能な情報、入手方法			情報の概要・特徴	情報の種類			
				安全	健康	生活	その他
外務省	海外安全ホームページ	ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/ http://www.anzen.mofa.go.jp/i/ （携帯版）	国・地域別の危険情報や、安全確保上の参考情報	○	○		

	最新渡航情報配信サービス	メールマガジン 外務省 HP 内(↓)で登録する https://www3.anzen.mofa.go.jp/kaian_entry/mmg_serviceentry.asp	最新の渡航関連情報	○	○		
	在外公館	ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html メールマガジン 在外公館の HP(↑)で大使館・領事館毎に個別に登録する	当該在外公館が管轄する国や地域のニュース	○	○	○	○
	外務省海外安全虎の巻	ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_01.html					
	在外公館医務官情報（世界の医療事情）	ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/	世界各国の医療事情		○		
厚生労働省	海外渡航者のための感染症情報	ホームページ http://www.forth.go.jp/	海外で流行している感染症の情報		○		
	厚生労働省検疫所所在地一覧	ホームページ http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html	検疫所一覧（各検疫所には健康相談室があり、帰国後の健康相談が可能）		○		
各種団体	日本在外企業協会（JOEA） 「海外安全情報」	ホームページ http://www.joea.or.jp/safetyinfo	主に英米政府が発信している海外安全情報（英語）	○			
	財団法人海外法人医療基金（JOMF） 「各国医療関連情報」	ホームページ http://www.jomf.or.jp/jyohou/index.html	各国の医療に関する情報（医療レベル、日本語対応の病院等）		○		
	国際協力機構（JICA） 「国別生活情報」	ホームページ http://www.jica.go.jp/seikatsu/index.html	各国の生活情報（短期滞在者用コンパクト版あり）	○	○	○	○

■渡航先で利用できる情報源

留学先大学	照会方法： 面談、電話、電子メール、FAX など 情報入手方法： ホームページ、発行するメールマガジン、情報誌 など
在外公館	
日本人会	
日本人学校	
行政当局（警察や消防など）	
日系メディア現地支局	テレビ、新聞、ラジオ、ホームページなど
各メディア	

Ⅱ. 実施中の注意

現地の滞在先（受入機関、宿泊場所等）に到着したら、速やかにメール等で報告窓口へ無事に到着した旨を連絡してください（団体渡航の場合には代表者がまとめて連絡してください）。

1. 安全確保

事件・事故、災害等の被害に遭った際、迅速に連絡が取れるよう、滞在中は常に緊急連絡先を携行しましょう。また、救急車、警察、病院などの連絡方法、位置等を確認しておくことも必要です。定期的に引率教員や家族に連絡をとることも緊急対策につながるでしょう。

善意を利用して共犯者や犯罪者になる危険性があるので、見ず知らずの人と軽率に親しくしたり、不用意に物品を受け取ったりしないよう気をつけましょう。特に渡航時の預かり物は引き受けないでください。

治安等も含め危険な地域等の情報を得た場合は、そのような場所には近づかないように注意しましょう。滞在中何らかの危険を察知した場合は、速やかにその場を離れ、身を守ってください。比較的治安がいいとされる国や地域であっても、突発的な事件の発生により治安が悪化する場合があります。滞在中もテレビやラジオ、インターネットや現地の人々から情報を入手するよう努めましょう。カウンターパートや近所住民等と日頃から良好な関係を築き、緊急時の情報や助けを得られる状況にしておくことも重要です。

2. 健康管理

滞在中は時差、食生活の違い、生活環境の変化などによるストレス等から体調を崩しやすくなるので、決して無理な行動はせず、十分な休養、睡眠をとりましょう。生水や氷は避ける、十分加熱調理したものを食べるなど、対策を講じることも大切です。また、体調不良の場合には無理せず引率教員やカウンターパート等に相談しましょう。

3. トラブルへの対応

不幸にして自然災害に巻き込まれたり事件・事故等の被害者/加害者になってしまった場合は、まず落ち着いて、冷静に自分の生命を守る行動を取りましょう。安全が確保できたら速やかに様式0の手順に沿って本籍大学に連絡してください。

1) 【共通】

不測の事態に備え、所在や連絡先を家族や大学、受入機関等に伝えておくようにしてください。外出中に緊急事態が発生した際は、落ち着いて安全な建物などに速やかに避難することが大切です。

交通事故、睡眠薬強盗などにあった場合は、軽い症状でも自己判断せず、近くの病院で診察を受けるようにしてください。生命の安全を確保した上で、大学、警察への連絡を速やかに行ってください。

2) 【国外】

窃盗、詐欺などの被害に遭ったら、まず引率教員に報告するとともに、警察に被害の事実を届け出て、被害届受理書（ポリスレポート）を受け取りましょう。この書類は、パスポートの再発行や保険請求な

どの際に必要となります。

現地関係者からの連絡や報道で緊急事態を知った場合は、まず電話などで自分の存在を日本大使館・総領事館に連絡しましょう。また、不用意な移動、興味本位で窓の外の状況を覗くといった行動は避け、窓を閉め、明かりを消すなど、できるだけ安全な状態・場所で待機することを心がけてください。

4. 終了前

1) 関係者への挨拶・連絡

お世話になった方に必ずお礼の挨拶をしてください。区切りとしてしっかりと感謝を伝え、お別れの挨拶をすることは、今後の信頼関係を育てていくためにも大切です。学びを振り返り、きちんと謝意を伝えましょう。

2) 【国外】 在外公館での手続き:ビザ、在留資格、帰国届等

帰国する際は、在留管理上何らかの手続きが必要になる場合があります。その手続きを怠ると、再度その国に入国する際、問題が生じることがあります。国によって異なりますので確認してください。

渡航時に在外公館に在留届を提出した場合、帰国時には「帰国届」の届出が必要になります。届出方法については、在留届の届出方法により異なりますので確認して下さい。

3) その他

現地で開設した各種サービス（銀行口座、電気・ガス・水道等）の閉鎖・解約等必要な手続きがあれば、時間を要する場合がありますので余裕を持って行って下さい。そのほか、実施機関の指示があれば従ってください。

Ⅲ. 終了後の対応

1. 帰着報告

実習等が終了したら、まず無事であることを電話等で各大学の報告窓口（様式 0 の③）に速やかに連絡してください（団体渡航の場合には代表者がまとめて連絡してください）。

2. 帰着時の体調不良への対応

帰着時～帰着後に体調不良が生じた場合は、その旨を引率の教職員または各大学の担当窓口へ報告して下さい。

1) 【国内】

症状等について引率の教職員または各大学の担当窓口へ報告の上、医療機関を受診してください。

2) 【国外】

帰国時に発熱や下痢等の症状がある場合は、まず各空港検疫所の健康相談室に相談してください。また、数日後体調が悪くなった場合でも相談ができます。

海外、特に熱帯地域に渡航した後、少なくとも6か月の間は、渡航関連の感染症が生じる可能性があります。デング熱などによる症状は、ほぼ帰国後3週間以内にみられますが、マラリアなどの寄生虫による感染症や、一部の細菌による感染症の症状は、数週間から数か月あるいは数年たってから生じるこ

ともあります。原因がはっきりしない発熱、下痢、皮膚症状などで受診する際には、必ず渡航歴（渡航先、期間、活動内容、宿泊先の状況、予防接種、現地で治療歴等）を告げて下さい。また、できる限り感染症外来や海外渡航者外来のある医療機関を受診しましょう。

3. リエントリーショックへの対応

リエントリーショックとは、違う文化に順応した後、特に国外へ渡航した場合、再度自国の文化に触れた際に感じるものです。対処方法は個人で異なりますが、まずは、こうした症状があることを理解することが重要であり、類似した経験のある人と話すことなどが有効と言われています。心身に不調がある場合は、各大学の担当窓口への相談や医療機関を受診してください。

様式 1

事前準備チェック表

	☒
オリエンテーションに参加したか。	
以下の情報収集についてまとめ、その対策を行っているか。	
①治安情勢等に関する情報	
②犯罪・防犯対策等に関する情報	
③法令・規則に関する情報	
④宗教や文化・習慣等に関する情報	
⑤その他	
オリエンテーションにおいて示された内容で以下の自己管理を行ったか。	
①健康・医療に関する管理	
②海外旅行傷害保険の加入	
③予防接種	

構成大学所在地、キャンパス配置図、連絡先

高知県立大学（池キャンパス）

所在地	連絡先
〒781-8515 高知市池 2751 番地 1	教務支援部教務課 電話 088-847-8580

①所在地



【高知龍馬空港から】

車・タクシーをご利用の場合/約30分
 バスをご利用の場合/池キャンパスまで乗り換え1回 約1時間
 空港連絡バス（とさでん交通株式会社・高知駅前観光）を利用して「はりまや橋」または「JR高知駅」までお越しください。

【JR高知駅から】

車・タクシーをご利用の場合/約25分
 バスをご利用の場合/約30分
 「高知駅バスターミナル」（5番のりば）から
 「望海ヶ丘」「十津団地」行きバスに乗車→「高知県立大学」下車
 （運賃：400円）

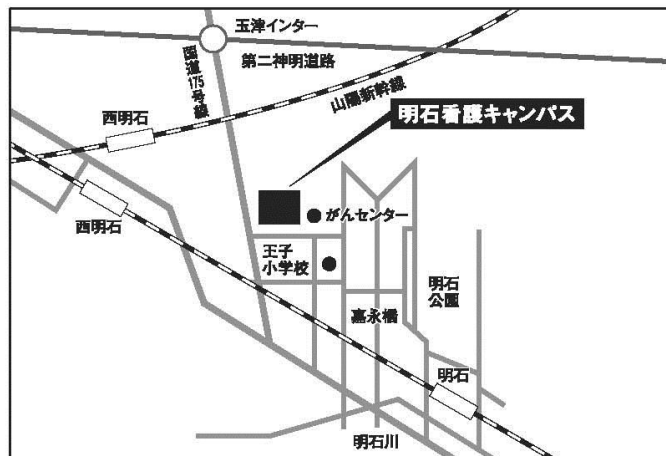
②建物配置図



兵庫県立大学明石看護キャンパス

所在地	連絡先
〒673-8588 明石市北王子町 13-71	学務課 電話 078-925-9404 Fax 078-925-0858

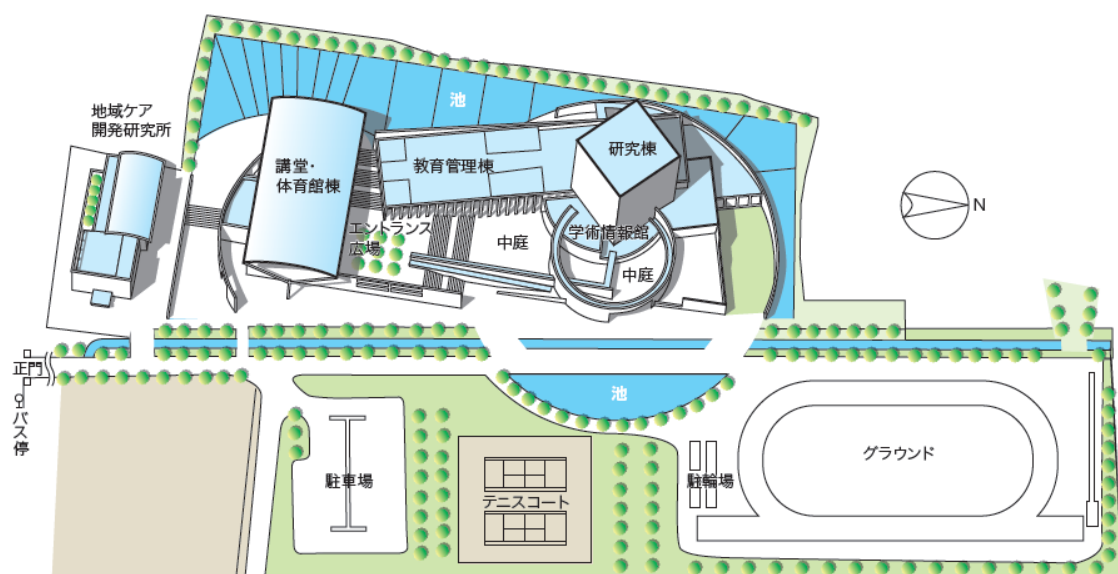
①所在地略図



●明石看護キャンパス

(看護学部・看護学研究科)
JR、山陽電鉄明石駅下車
神姫バスでがんセンター下車
(JR明石駅より約6分)

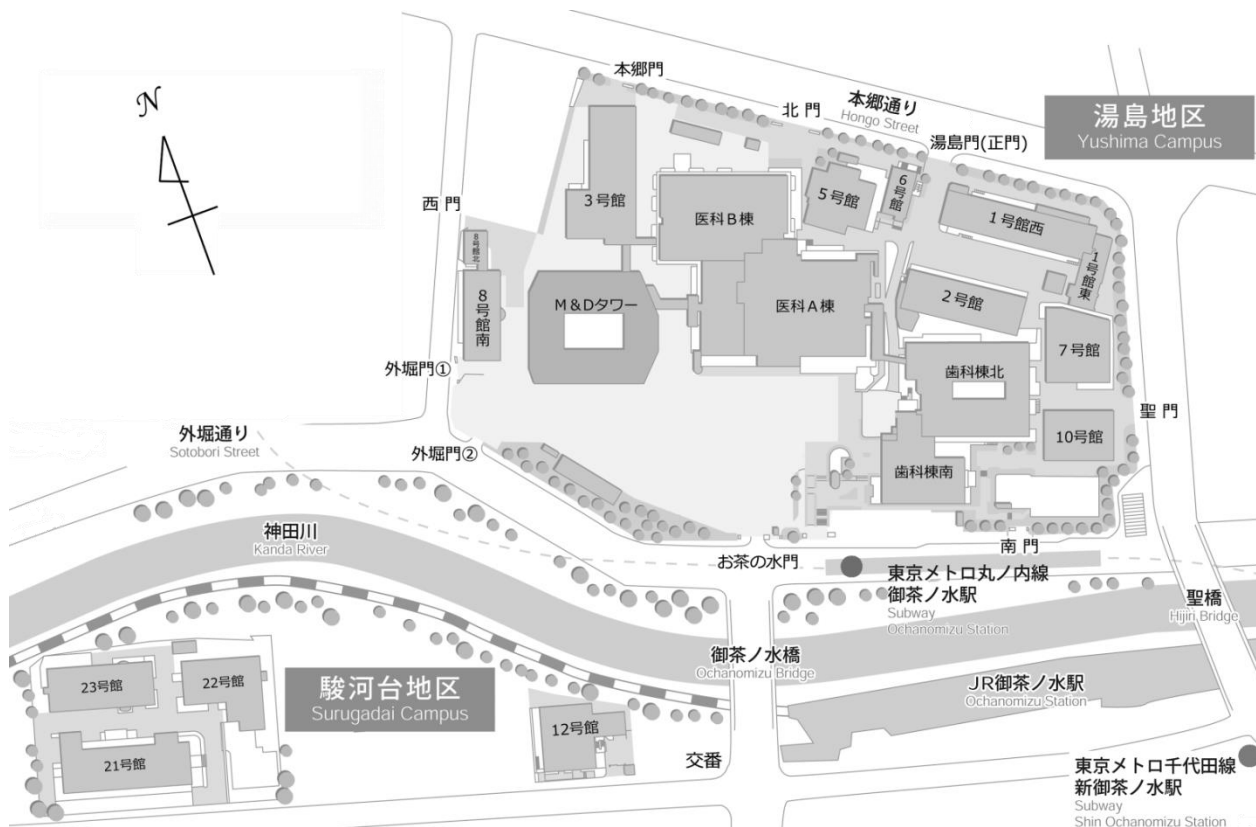
②建物配置図



東京医科歯科大学

①所在地

東京都文京区湯島 1-5-45



※共同災害看護学専攻は3号館です。

②連絡先一覧

03-5803- (内線番号)

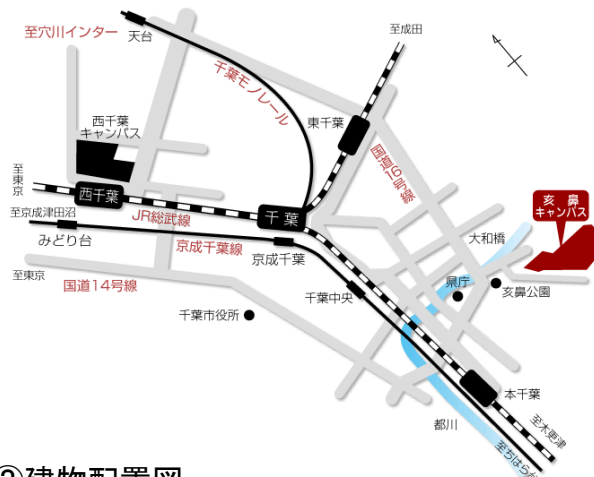
施設及び部署名	所在地	内線番号
学務企画課大学院教務第二係	1号館西1階	4877
学生支援事務室	5号館3階	5078
学務企画課企画調査係	1号館西1階	5074
入試課	1号館西1階	4924
財務部財務企画課資金管理係	1号館西3階	5048
図書館	M&Dタワー3階	5592
保健管理センター	5号館2階	5081
談話室(証明書自動発行機)	5号館4階	—
生活協同組合 食堂・売店	5号館1階・地下1階	—

千葉大学

千葉大学亥鼻キャンパス

所在地	連絡先
〒260-8675 千葉市中央区亥鼻 1-8-1	亥鼻地区事務部学務課大学院係 電話 043-226-2450 Fax 043-226-2857

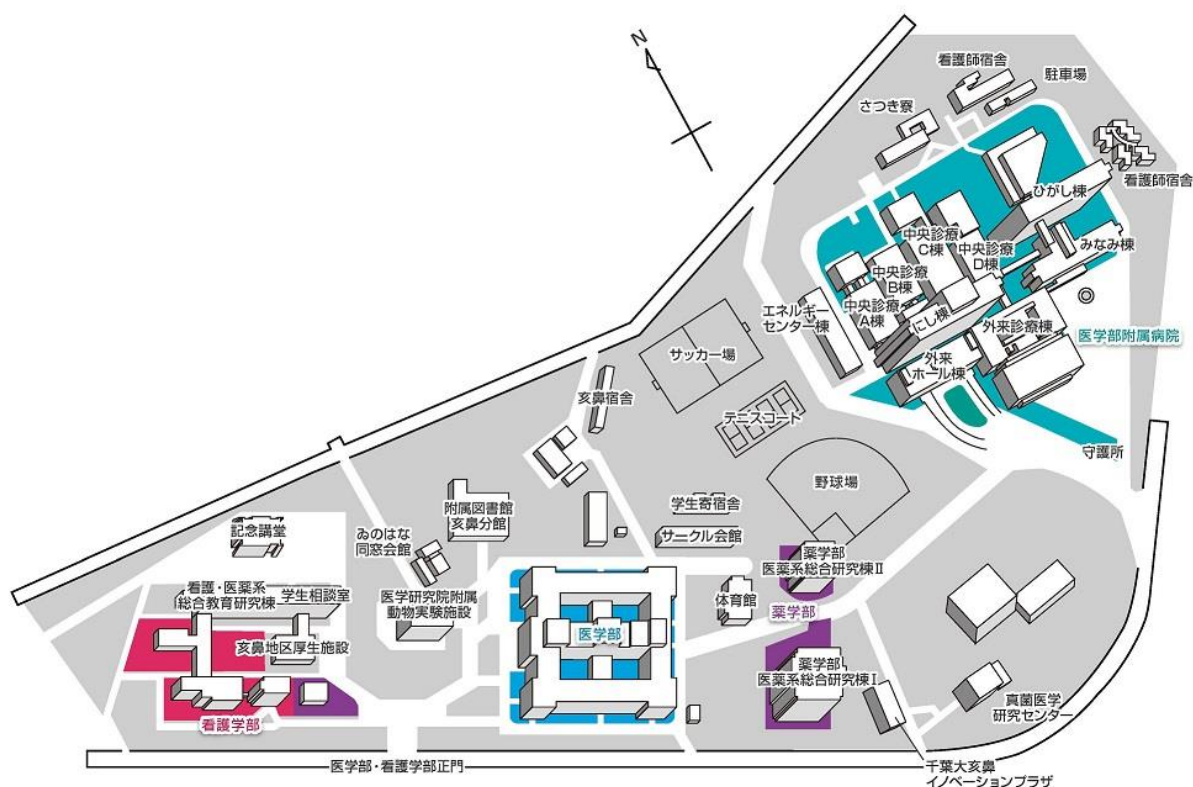
①所在地略図



・亥鼻キャンパス

JR 千葉駅、京成千葉駅到着後、
JR 千葉駅東口7番のバス乗り場から
「千葉大学病院」行き、
または「南矢作」行きバスに乗り、
「千葉大学医学部入口」で下車
(JR 千葉駅より約15分)

②建物配置図



日本赤十字看護大学 広尾キャンパス

所在地	連絡先
〒150-0012 東京都渋谷区広尾4丁目1番3号	代表 電話 03 (3409) 0875 FAX 03 (3409) 0589



■渋谷・恵比寿駅からバスをご利用の場合

- 渋谷駅東口から（JR・東急・京王・東京メトロ）都営バス「学03」系統 日赤医療センター行 終点下車（約15分）
- 恵比寿駅西口から（JR・東京メトロ）都営バス「学06」系統 日赤医療センター行 終点下車（約10分）
- 港区コミュニティバス「ちいばす」
港区コミュニティバス「ちいばす」の青山ルートに、「日赤医療センター」バス停が設置されています。
時刻表、運賃などの詳しい情報は港区のホームページでご確認ください。



■地下鉄広尾駅から徒歩で来学の場合

- 東京メトロ日比谷線 広尾駅から
上記徒歩ルート（約15分）にてお越しください。
※共同住宅敷地内は私道のため通行できません。